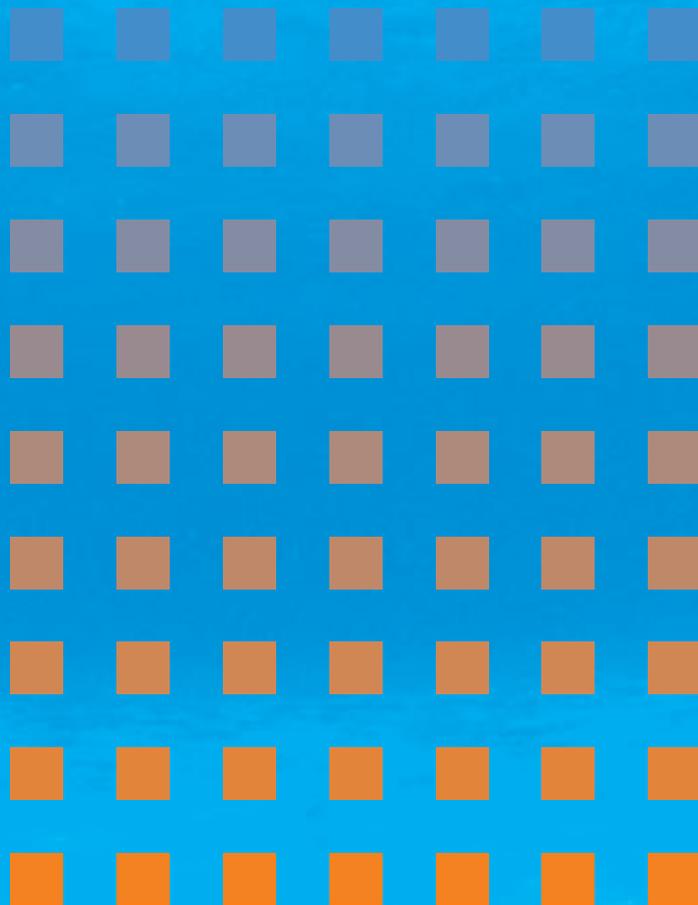




CHOSHI PROFILE

2 0 0 7

銚子信用金庫のすべて



「地域と共に歩む」
それが私たちの使命です。

目次

ごあいさつ	1
経営理念	2・3
経営方針	4
事業の概況	5
地域貢献	6～9
法令等遵守とお客さま保護	10・11
内部管理態勢・リスク管理態勢	12・13
自己資本の充実状況等	14～17
リスク管理債権・金融再生法の開示債権	18・19
トピックス／主な活動	20・21
営業のご案内	22～27
安心と信頼 総合力のしんきんバンク	28
預金保険制度とペイオフQ&A	29
組織図・役員一覧	30
総代紹介	31
総代会	32・33
あゆみ	34
資料編	35～47
手数料・ATMのご案内	48・49
店舗のご案内	50・51

本誌は信用金庫法89条で準用する銀行法21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



平素より銚子信用金庫をご愛顧賜りまして、まことにありがとうございます。
この冊子「銚子信用金庫のすべて」は、当金庫の経営理念、経営方針および最近の業績のほか、業務ならびにサービスなどをわかりやすくご紹介したものです。本冊子を通じて当金庫に対するより一層のご理解、ご信頼を賜ることができましたら幸いに存じます。

さて、平成18年度の日本経済は、戦後最長のいざなぎ景気を超えて息の長い回復を続けましたが、所得環境の改善が鈍く、個人消費に力強さを欠いたことなどから、緩やかな回復にとどまりました。

また、金融政策については、18年3月の量的緩和と政策解除につづき、日銀のゼロ金利政策が解除され、18年7月と19年2月の2度にわたって利上げが実施されましたが、当金庫の営業地域においては、個人消費にも特に回復の兆しは感じられず、景況は低迷傾向での推移が続き、地元中小事業者のみなさまにとっては総じて厳しい経営環境が続いております。

このような情勢下、当金庫においては、17年度に実施した組織体制の再構築などの諸改革による基盤整備を土台として、地元中小企業金融の円滑化、ならびに経営力の強化による金融サービスの向上に努めてまいりました。

今後も、手を緩めることなく経営力の強化に努め、地域およびお客さまに対する適切かつ円滑な金融サービスの提供を実施するとともに、法令等遵守態勢、審査管理態勢および内部管理態勢などの充実・強化にも全力を尽くしてまいります。

何卒、本冊子をご高覧いただきますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

理事長 岩瀬喜光

経営理念

信頼と貢献



- 1 地域の最良のパートナーとして、常に地域と共に歩む。
- 2 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
- 3 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

1 地域の最良のパートナーとして、常に地域と共に歩む。

当金庫の活動の起点は「地域」であり、地域・お客さまと当金庫とは、一種の運命共同体と言えます。当金庫がより緊密に地域・お客さまとの関係を創り上げ、絶対的な信頼関係を築いていくことにより共に悠久の発展を遂げることを願っております。

「最良のパートナー」とは、まさに地域（お客さま）との「絶対的な信頼関係の構築」を目指すものであり、「常に地域と共に歩む」ということは、「地域（お客さま）と共に悠久の発展をする」という決意表明であります。

2 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。

いかなる状況下においても、あらゆる局面に対し組織としての的確かつ迅速に対応していくためには、当金庫自体が高い柔軟性を備えていることが前提となります。

また、信用金庫の独自性を発揮するためには、これまで以上に業務の遂行や課題解決など、組織活動の全般にわたって、当金庫の創造性を高めていくことが必要となります。

今後、当金庫は、役職員の経験・知識を集積、共有しつつ、新たな「組織としての知識」を創出し、当金庫自体の創造性を高め「地域金融機関としての使命を全う」してまいります。

3 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

はじめに「秀れた人材」ありき、というより、むしろ人（役職員）は、その育成の仕方・処遇などにより、誰もが「秀れた」存在になり得る可能性を常に秘めているはずで。

人材の育成については、高い先見性と明確な目的をもって、組織を挙げて取り組んでまいります。

「豊かで活力あふれる未来」とは、「地域・お客さまの…」 「当金庫の…」 「職員の…」 という言葉の全てを内包させています。

ビジョン

- 地域のニーズに応え、最良のサービスを迅速に提供する。
- 地域社会の豊かな発展を実現するトータルアドバイザーとして信頼度 NO.1 を目指す。
- 揺るぎない経営基盤を確立し、信用金庫としての社会的使命を遂行する。
- 環境の変化に応じて自己革新できる柔軟な組織を目指す。
- 将来を見据えた人事政策、能力主義人事の徹底により秀れた職員を育成する。
- 自由闊達で創造力と活力にあふれた働きがいのある信用金庫を目指す。

基本的な考え方は経営理念の順に各二項ずつがこれに対応しています。現状を踏まえ、近い将来に当金庫が目指すべき姿をより具体的にイメージしています。

行動指針

- 私たちは地域社会の一員として誇りをもって行動します。
- 私たちは積極かつ迅速に行動します。
- 私たちは何事にも信念をもって行動します。
- 私たちは明るい笑顔、感謝の心をもって行動します。
- 私たちはより高い目標に向かって行動します。

行動指針は経営理念・ビジョンを踏まえ、当金庫の役職員がどのように行動すべきかをシンプルかつ明快に表現したものであり、地域・お客さまへ向けての宣言としております。

第七次3カ年計画の概要

当金庫は、平成17年度に、第七次3カ年計画を策定して「創業的再出発」を図り、店舗統廃合、本部集約化、ブロック制度導入および人事制度変更などの諸改革を実施してまいりました。

3カ年計画の最終年度にあたる19年度は、計画の総仕上げの年として、残された課題を完遂するとともに、融資主体の営業体制の確立、磐石な内部管理態勢の構築およびお客さま満足度を重視した営業活動基盤の整備に取り組み、確固たる経営基盤を確立してまいります。

なお、3カ年計画の主要施策は、次に掲げるとおりであります。資産の健全性を維持したうえで、収益体質を確立し、自己資本の充実を図るなどの経営力の強化に努めてまいります。

- 1 組織体制の再構築
- 2 新人事制度の導入
- 3 融資推進体制の整備
- 4 収益力の向上
- 5 財務の健全性の確保
- 6 ガバナンスの強化
- 7 地域密着型金融推進計画の策定および実施

当金庫は、「創業的再出発」をキーワードに、これらの諸分野の課題を克服し、『確固たる経営基盤の構築』を目指します。



業績および展望・課題

事業方針

平成18年度の日本経済は、戦後最長のいざなぎ景気を超えて息の長い回復を続けましたが、所得環境の改善が鈍く、個人消費が力強さに欠けたため、緩やかな回復にとどまりました。

また、金融政策については、18年3月の量的緩和政策解除につづき、日銀のゼロ金利政策が解除され、18年7月と19年2月の2度にわたって利上げが実施されました。

一方、当金庫の営業地域においては、個人消費にも特に回復の兆しは感じられず、景況は低迷傾向での推移が続き、地元中小事業者のみならず総じて厳しい経営環境が続いております。

このような情勢下、当金庫においては、17年度に実施した組織体制の再構築などの諸改革による基盤整備を土台として、地元中小企業金融の円滑化、ならびに経営力の強化による金融サービスの向上に努めてまいりました。

また、地域経済の回復の足取りが総じて重い状況で推移するなか、地域に根ざした金融機関として求められる役割および責任を果たすためには、資産の健全性を維持したうえで強靱な経営体質を確立する必要があるとの方針のもと、地元事業所向け融資の推進体制の確立、さらに法令等遵守態勢、審査管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に向けた諸施策を実施してまいりました。

業績及び決算

業容面では、預金残高は平成17年度に実施した店舗統廃合および個人向け国債へのシフトの影響などにより、前期比10,220百万円(2.3%)減少し420,509百万円となり、期中平残も同26,452百万円(5.8%)減少し427,499百万円となりました。貸出金残高は預金と同様に店舗統廃合の影響が続く一方、資金需要の低迷、都銀・地銀との競争激化などにより、前期比23,258百万円(10.5%)減少し197,782百万円となり、期中平残も同16,448百万円(7.2%)減少し211,635百万円となりました。

収支面では、貸出金利息の減少および利上げによる預金利息支払額の増加など収益減少要因はありましたが、前期に引き続き役員一丸となり経費削減など経営改革に努めたことにより、業務純益は前期比86百万円(2.1%)の減少にとどまり、3,942百万円となりました。一方、厳格な資産査定の実施による引当金の積み増しなどにより経常利益は▲419百万円となりましたが、当期純利益は、特別損益および法人税等調整額などを加え865百万円と、前年を超える黒字を計上いたしました。

自己資本比率・配当

自己資本比率はバーゼルIIの適用により算出方法が改正されましたが、内部留保の蓄積に努めてきたことから、前期比0.81ポイント増加し7.47パーセントとなりました。

また、今期の決算状況等を踏まえて、当期は1%の配当といたしました。

事業の展望と課題

日本経済全体では、19年度前半に数回の踊り場を迎えながらも、年度後半から再び回復基調となるものと見込まれますが、当金庫の営業地域においては、依然、回復の足取りは重いものと予想されます。

19年度は、当金庫がこれまで行ってきた組織体制再構築をはじめとする経営改革の仕上げ段階として位置付け、さらなる経営基盤の強化に努めることにより、地域のお客さまに円滑な金融サービスを提供するとともに、法令等遵守の徹底およびリスク管理の高度化などによる内部管理態勢の一層の充実・強化にも努めてまいります。

用語の解説

●「事業の概況」、「地域貢献／地域経済への貢献」に関する用語集

量的緩和政策

量的緩和政策とは、金利の水準にはとらわれず、市場にどんどん資金を供給しようという政策です。

ゼロ金利政策

ゼロ金利政策とは、日本銀行がコール市場に資金を大量に供給して、無担保コール翌日物(オーバーナイト物)の金利をほぼゼロに近い状態にまで低くするという金融政策です。

バーゼルII

バーゼルIIとは、2004年6月に日・米・欧などの銀行監督当局と中央銀行の上席者により構成されるバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルIIは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

銚子信用金庫と地域社会

地域社会の再生・活性化をめざして

●当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、千葉、茨城両県にまたがる地域(30市5郡)を事業区域として、中小企業や地域のみなさまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)をお守りするのはもちろんのこと、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小企業や地域のみなさまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

当金庫の営業エリアは、千葉・茨城両県の30市5郡となっております。
店舗体制等の詳細につきましては本誌の50・51頁をご覧ください。

常勤役職員 **410**人 店舗数 **29**店

平成18年度の決算について

平成18年度の決算は、貸出金需要の低迷による貸出金利息の減少および利上げによる預金利息支払額の増加など収益減少要因はありましたが、前年度に引き続き役員一丸となって経費削減を含めた経営改革に努めたことから、業務純益は前期比86百万円(2.1%)の減少にとどまり、3,942百万円となりました。また、厳格な資産査定の実施による引当金の積み増しなどにより

経常利益は△419百万円となりましたが、当期純利益は、特別損益および法人税等調整額などを加え865百万円と、前年を越える黒字を計上いたしました。

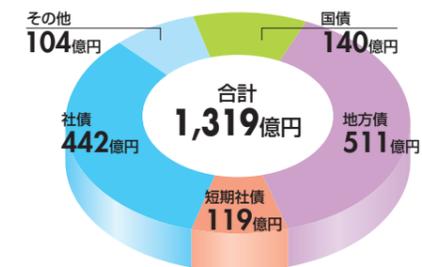
自己資本比率については、パーゼンIIの適用により算出方法が改正されましたが、内部留保の蓄積に努めてきたことから、前期比0.81ポイント増加の7.47%となっております。

出資金(会員数 39,825名、普通出資金残高 2,812百万円)

融資以外の運用について

当金庫はお客さまの預金を、融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。19年3月末の有価証券の残高構成は、国債140億円、地方債511億円、短期社債119億円、社債442億円、その他104億円となっております。

●有価証券の残高構成



預金積金

お客さまの預金について

当金庫の19年3月末の預金積金残高は4,205億円です。
お客さまからお預かりした預金は、地域のお客さまからの当金庫への「信頼の証」であると考えます。

当金庫では、お客さまのニーズにお応えする各種預金商品を取り揃えております。
なお、当金庫の取扱商品については、本誌24頁をご覧ください。

銚子信用金庫

お客さま／会員

融資

地域のお客さまへの融資について

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員のみなさまへの融資を基本として、地域中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。地域のお客さまの資金ニーズに応えるために、設備資金に472億円、運転資金に679億円、住宅ローンに508億円、消費者ローンに182億円、地方公共団体に135億円をご融資しており、19年3月末の貸出残高は1,977億円です。なお、当金庫の取扱商品については、本誌25頁をご覧ください。

[貸出の運営方針]

- 1 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援してまいります。
- 2 大口に偏ることなく、多数のお客さまにご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
- 3 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

●貸出金の残高構成



預金積金に占める貸出金の割合 **47.03%**

当金庫の貸出構成は上図のとおりです。
また、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応える新規事業所向け商品「ビジネス-One」等の商品をご提供しております。

支援サービス

地域の中小企業への支援について

1. 中小企業金融の再生に向けた取組み

当金庫は、中小企業金融の再生に向けた取組みの一つとして、「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」を図るため、経営改善支援等の取組みを行っています。審査管理部事業支援課において、経営改善支援対象先に対し、迅速かつ適切な対応を図っております。平成18年度の体制整備状況および実績は次のとおりです。

●基本方針
取引先企業の経営改善指導は地域金融機関の使命と認識し、企業の抱える経営上の課題、改善すべき事項について、取引先との共通認識のもとで、経営改善計画を策定し、課題解決に努めます。また、経営改善計画の進捗状況について定期的な検証を実施します。

●取組内容
経営改善支援先は、その他要注意先、要管理先および破綻懸念先の中から経営改善支援の可能な先を中心に選び、経営改善支援取組み先として189先を決定し、18年5月から月次管理を開始しております。

●支援先の改善内容

前記の経営改善支援取組み先のうち、18年度に14先のランクアップが図れました。

2. その他

経営についての継続的な学習機会をご提供させていただき、当該企業の発展と地域経済の活性化に寄与できることを目指して、事業意欲の高い地元若手および次世代経営者を対象に、平成18年7月から若手経営者勉強会「経営塾21」を開始いたしました。また、経営ノウハウを中心とした各種経営情報を、インターネットを主体にご提供する会員制情報提供サービス「ビジネス知恵袋」も同時期に開始いたしました。

お客さまの身近な経営の課題にお応えする内容で「経営者セミナー」を毎年開催しております。

現在実施している法律相談・税務相談のほか、地域の中小企業の経営を支援するため、中小企業再生支援協議会の機能の活用を図る体制を整えております。
地域事業所の若手社員を対象に社員教育を代行する「若手社員研修会」を毎年実施しております。

社会的責任と貢献活動

銚子信用金庫の社会的責任

当金庫は創業より90余年、常に地域のみなさまと共に歩んでまいりました。信用金庫の大きな特色として、①会員を主体とした協同組織の金融機関、②地域に根ざした金融機関、③中小企業および個人専門の金融機関であることの三点があげられます。したがって、地域と共に生き、地域と共に発展し、地域に不可欠な金融機関であることが銚子信用金庫の使命であると考えます。

金融機関として、お客さまのご預金を大切にお守りするのはもちろんのこと、地域の中小企業の健全な発展のために、また地域住民の豊かな生活の実現のために、安定的かつ恒常的に資金をご提供し、地域経済の振興・発展に貢献することは、当金庫の大きな責任であるといえます。

そのためには、変化しつづける経済社会環境にあっても、堅実かつ健全な経営を維持し、地域のお客さまの信頼に永続的に応えていける組織体制の整備を図っていくことも私ども銚子信用金庫の重大な責任であると考えます。



ゴミゼロ運動参加



社会貢献活動

近年、企業も一般市民と同様に「企業市民」として地域社会を担うという考え方が定着しつつあります。この企業が目指す「良き企業市民」という概念は、創立当初からの当金庫の理念そのものであるといえます。

当金庫の場合は、営業活動そのものが地域振興を目指すものであるといえますが、併せて様々な地域貢献活動を通じて、豊かな地域社会の実現に努めています。

●地域振興を目指した行政との連携

本店所在地である銚子市においては、銚子市が主催する「銚子市産業振興協議会」などへ参加し、今後の行政施策についての提言策定等に参画するとともに、施策実現に向けた行政との連携についても模索しています。

また、平成16年度からは、千葉科学大学の開学を契機に銚子市が企画した地域商品券発行事業において、当金庫は市内取りまとめ金融機関として換金事務等の役割を担っています。

●地域イベントの支援・参加

地域と共に歩むことを経営理念とする当金庫は、金庫として、また営業店ごとに様々な形で地元の行事・イベントなどに参加または支援を行っています。

各地域の祭礼参加やゴミゼロ運動、町内清掃活動など、その活動は地域住民と一体化しています。



信用金庫の日・献血事業
小さなボランティアとして毎年献血事業に参加しています。



地域事業所の若手社員研修会

●地縁・人縁の絆をさらに深める金庫職員の活躍

当金庫が地域金融機関として様々な活動を行うとともに、多くの職員が、地域の一員としてボランティア活動をはじめ、様々な地域と深く関わっていることも、当金庫の大きな誇りとするところではあります。

その活動は、町内会活動は勿論のこと、青年団、消防団をはじめ、地域のスポーツ振興(審判員、指導者など)、子供会活動、清掃活動など多岐にわたります。

●さらなる展開を目指して

当金庫がこれまで発展できたのは、地域と共に生き、地域社会の発展に貢献してきたからであり、今後も地域との『共生』なくして当金庫の存続・発展はあり得ないと考えております。

したがって、営業活動による地域社会への貢献はもちろんのこと、独自の貢献活動についても、「銚子信用金庫ならでは」と地域のみなさまに喜んでいただける活動をこれまで以上に積極的に展開してまいります。



服部幸應先生を迎えての文化講演会



●独自企画による活動

若手社員研修会

地域事業所の若手社員を対象に、社員教育を代行する「若手社員研修会」を開催(毎年4月)しております。毎年、多くの事業所から参加のお申込みをいただき、過去17回の開催で延べ275事業所、608名の方が受講されるとともに、経営者の方々が研修会の様子を見学に見えるなど当研修会に対する関心の高さを実感しております。

研修の内容は、ビジネスマナー・電話応対・仕事の進め方などです。

経営者セミナー

地方経済が低迷を続ける中、地域事業経営者のみなさまに少しでも現状打開のヒントとなることを願い、ちょうしんぎん経営者セミナーを開催いたしております。平成18年2月に独立行政法人・中小企業基盤整備機構との共催により、「経営者のための実践講座～経営力を強化するための会計～」(第4回セミナー)を開催し、9月には「経営者のための実践講座Ⅱ 明日の経営を創る～会計を活かした体質強化の進め方～」(第5回セミナー)を開催しました。

今後も状況に応じたタイムリーな企画でのセミナーを開催していく予定です。

文化講演会

過去29回にわたり文化講演会を開催しております。「毎回、楽しみにしている」との声も多く聞かれるなど、地域に定着している企画のひとつです。平成18年度は、多方面で活躍されている服部栄養専門学校理事長・校長の服部幸應(はっとりゆきお)氏をお招きし、「食育のすすめ～大切なものを失った日本人～」をテーマにご講演いただきました。



銚子の夏祭「みなとまつり」などに参加して、地域行事の盛り上げに協力しています。



コンプライアンスに対する考え方と態勢の整備

コンプライアンスについて

コンプライアンスとは、法令や社会規範等のルールを守ること、すなわち「法令等遵守」のことで、法令のみならず、社会一般に求められる倫理やモラル、金融機関内部の規程等を守ることも含まれています。

当金庫では、「銚子信用金庫は、コンプライアンス経営に徹する」旨を宣言するとともに、法の正しい理解のもと、法令等遵守の姿勢を貫き、健全かつ適切な業務運営に努めています。

お客さまからの苦情等処理体制

当金庫では、お客さまから苦情等（ご意見、ご要望を含む）が寄せられた場合には、速やかに「コンプライアンス統括部門」に報告する体制としています。このような申し出があった場合には、「コンプライアンス委員会」で協議するなど組織的に対応することとし、苦情等発生の原因や因果関係の分析を行い、対応マナーの一層の向上、事務処理手続の改善等を図るなど、お客さまから信頼される金融機関となるよう努めています。

銚子信用金庫のコンプライアンス態勢について

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」・「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その内容について全役職員に周知徹底しております。

さらに、当金庫では、以下の諸施策を実施しています。

- ①年度当初に、コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を理事会において決定し、それに基づいてコンプライアンスの実践を図っています。
- ②総務部を「コンプライアンス統括部門」とし、各所属に「コンプライアンス責任者」を配置し、その役割を明確にしています。
- ③役員勉強会、コンプライアンス責任者研修会及び階層別集合研修を行うとともに各店において勉強会等を実施し、コンプライアンス教育の強化に努めています。
- ④監査部の監査項目にコンプライアンスに関する事項を盛り込み、法令等遵守態勢が適切に機能しているかどうかについてチェックを行うこととしています。
- ⑤苦情や不祥事については速やかに統括部門に報告するなどのコンプライアンスに関する報告体制を整備し、再発防止に努めています。

当金庫は、地域金融機関としての責任を果たすためにも、お客さまに目を向けた経営を貫き、さらに、役職員一人一人が、コンプライアンスに徹した仕事に取り組むことにより、お客さまから真に信頼される「地域の最良のパートナー」を目指しています。



お客さま保護に係る態勢の整備

個人情報保護宣言

銚子信用金庫（以下、「当金庫」という）は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年金融庁告示第67号）ならびにその他の関係法令等を遵守し、個人情報の機密性・正確性を確保するとともに、その取組みについて継続的な改善に努めます。

当金庫は、お客さまの個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のため個人データの安全管理措置を講じます。

個人データの安全管理に係る基本方針

当金庫は、お客さまからお預かりしている個人情報につき、漏えい、滅失又は毀損等の生じることのないよう、取り扱う個人データの安全管理に努めることを基本方針として以下の宣言をいたします。

①個人データの安全管理宣言

当金庫は、その取り扱う個人データの漏えい・紛失・破壊・不正アクセス防止その他安全管理のため、取扱規程類等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じることを宣言いたします。

②関係法令等遵守宣言

当金庫は、個人データの適切な安全管理のために、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁告示第67号）」その他の関係法令等を遵守することを宣言いたします。

③基本方針の継続的改善宣言

本基本方針は、法制度の変更や社会通念およびシステム環境の変化などに伴い必要に応じて見直しすることを宣言いたします。

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。

なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情・異議の申し立てにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報に関するお問い合わせ・相談窓口

銚子信用金庫 総務部 経営管理課

住所：〒288-8686 千葉県銚子市双葉町5番地の5
TEL：0479-25-2100 FAX：0479-24-5335
E-mail：info@choshi-shinkin.co.jp

金融商品の販売等に係る勧誘方針

金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律）は、金融商品の販売等に際して顧客保護を図り、金融商品の販売等に係る適正な勧誘のための措置について定め、「勧誘方針」の公表を求めています。

当金庫は金融商品の販売等に当たっては、金融商品の販売等に関する法律のほか、保険業法、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守して、適正な勧誘に努めています。

金融商品に係る勧誘方針

- ①当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

内部管理態勢・リスク管理態勢

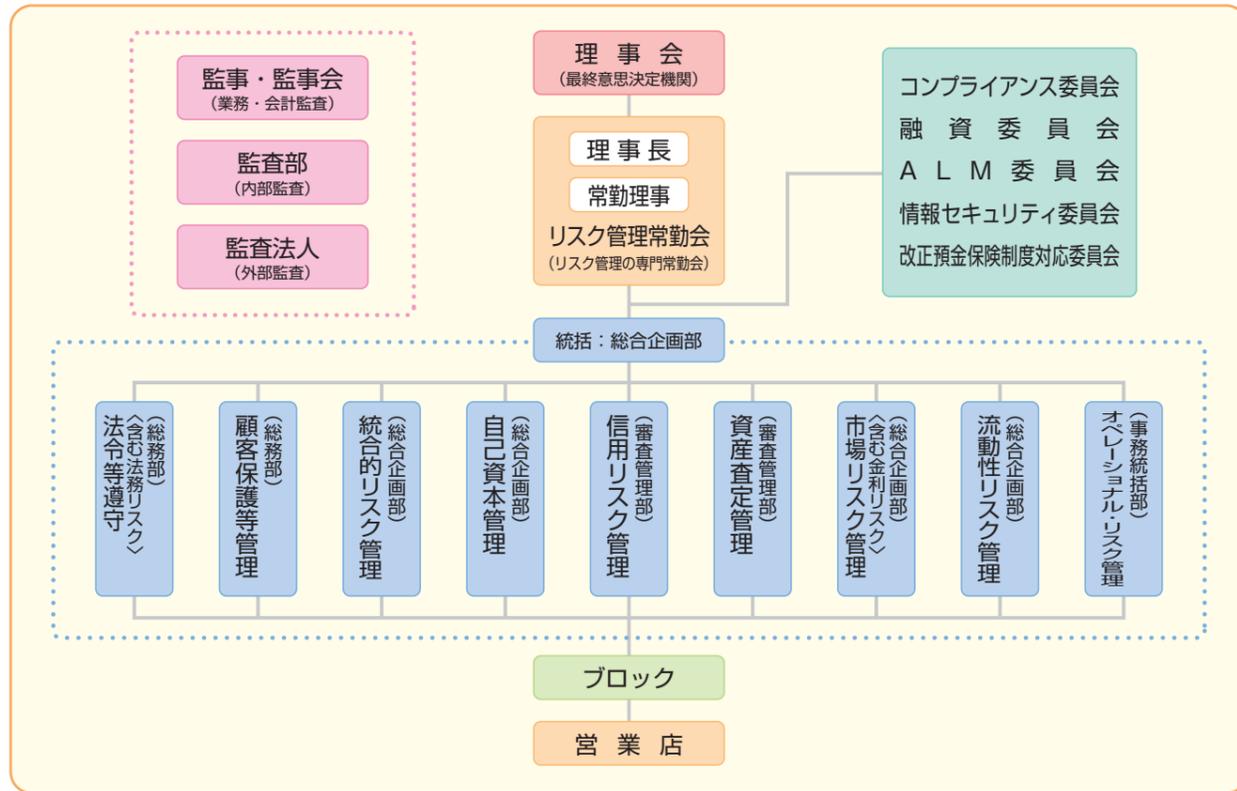
現在の金融環境は、リスク管理の巧拙が、金融機関の将来を左右するといっても過言ではありません。

当金庫では、適正な統一的リスク管理を実現するため「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、各種リスクを管理する体制として「法令等遵守」「顧客保護等管理」「統一的リスク管理」「自己資本管理」「信用リスク管理」「資産査定管理」「市場リスク管理」「流動性リスク管理」「オペレーショナル・リスク

管理」に区分したうえで、各管理区分の主管部門を定めることにより、内部管理の実効性を確保する態勢を構築しております。

また、業務運営に際して内在または発生するあらゆるリスクを管理対象としており、各管理区分の主管部門が、そのリスクの状況などを随時委員会等において協議のうえ、リスク管理常勤会に報告し専門的に審議することにより、的確なリスク管理の実施に努めております。

●内部管理・リスク管理体制図



●経営会議・各種委員会等の審議態勢

委員会名		活動内容
経営会議	理事会	最終意思決定機関として業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督する機関として毎月1回開催
	常勤会	金庫経営・執行に関する重要事項の審議および全般的統制を行う機関として毎週2回開催
	リスク管理常勤会	リスクに係る事項を専門的に審議し、指示・決定を行う機関として毎週1回開催
主な委員会	コンプライアンス委員会	コンプライアンスについて役職員への理解を深め、法令等遵守態勢の強化を図ることを目的として毎月1回開催
	融資委員会	融資に関する基本的事項および個別案件を審議し、融資業務の適正化を期することを目的として毎週2回開催
	ALM委員会	経営環境の変化に伴い発生する金利リスク・流動性リスクを把握し、当金庫の資産・負債の総合的な管理を行うことを目的に毎週1回開催
	情報セキュリティ委員会	「当金庫の情報資産保護に関する基本方針」を遵守することを目的として毎月1回開催
	改正預金保険制度対応委員会	改正預金保険制度に規定された法律を遵守することを目的として毎月1回開催

●内部管理・リスク管理態勢

内部管理区分 ●主な管理リスク名	当金庫の管理態勢
経営管理	経営の最終意思決定機関である理事会を頂点としたうえで、金庫経営・執行に関する重要事項の協議および全般的統制を行う常勤会、リスク管理にかかる事項を専門的に審議し指示・決定を行うリスク管理常勤会を設置しております。 また、相互牽制態勢の実効性を図るために、担当理事を含め営業推進部門と審査管理部門を分離するとともに、監査部を理事長直轄として独立性の確保を図るなど、相互牽制が機能する態勢を構築しております。
法令等遵守 ●法務リスク	当金庫では、法令等遵守を経営上の最重要課題として位置付け、所属毎のコンプライアンス実施計画を策定して実践するとともに、弁護士などの外部専門家を講師とした特別研修会を定期開催するなど、法令等遵守意識の醸成・徹底に努めております。 また、法務リスクを未然に防止することを目的としてリーガル・チェックを制度化し、実施しております。
顧客保護等管理	お客さまへの説明責任を果たすべく、与信業務、保険商品販売業務に関する説明態勢の規則等を定め、説明義務履行の徹底を図っております。 また、お客さまから頂いたご意見・苦情等につきましては、早期解決の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会において集中審議し、再発防止に努めております。
統一的リスク管理	統一的リスク管理に係る主管部門を総合企画部と定め、リスク管理の高度化に向けた態勢の整備・構築を進めております。 現在は、コンプライアンス委員会、融資委員会、ALM委員会および情報セキュリティ委員会などの委員会においてリスクの検討を行ったうえで、リスク管理常勤会において専門的に審議し、リスク管理と業務執行を適切に行う態勢としております。
自己資本管理	自己資本管理に関する統括部門を総合企画部と定め、経営計画に基づいた自己資本充実に係る諸施策を実施しております。 また、自己資本算出のための重要な要素である貸出金・有価証券などの自己査定については、査定部門と監査部門を独立させることにより正確性を確保しております。
信用リスク管理 ●信用リスク	常勤役員および本部部長を委員とする融資委員会を毎週開催し、金庫全体の融資業務の適正化と信用リスク管理に努めております。 審査管理態勢については、地域密着型だからこそ行える審査管理手法の構築を目指しております。 また、信用リスク管理については、特定業種および特定先への与信集中を未然に防止することを目的として与信限度額を設定するとともに、個別別に与信方針等を定め、その状況を管理する態勢としております。
資産査定管理	お客さまの大切な預金を預かる金融機関として、資産の健全性を維持することは最たる責務であるとの認識のもと、厳格な資産査定とそれを担保するための検証態勢を構築し、実施しております。
市場リスク管理 ●金利リスク ●市場関連リスク	満期保有を核としたラダー型ポートフォリオの構築により、安定収益の確保と会計上のリスクの回避を図るとともに、市場におけるリスク(金利・流動性・株価変動・為替)の把握に努め、資金運用計画に基づいた運用を実施しております。 その状況についてミドル部門がモニタリングし、金利リスク量、評価損益、ストレステスト等をリスク管理常勤会に報告するなど相互牽制を図っております。
流動性リスク管理 ●流動性リスク	資金繰りの状況を逼迫度に応じて区分(平常時、懸念時、緊急時)するとともに、毎営業日にその後の2週間の資金繰り予想を策定しております。 また、月末毎に預金貸出金などの増減にかかるストレステストを実施のうえ、短期資金の運用方針の決定を行うなど、適切な流動性リスク管理に努めております。
オペレーショナル・リスク管理 ●事務リスク ●システムリスク ●情報セキュリティリスク ●その他のリスク	オペレーショナル・リスク軽減に対する取組みを強化するため、規程等の制改訂を実施しました。主管部門である事務統括部が、内部監査および外部監査による指摘事項、事務過誤等報告書、自店検査報告書およびシステム不備等報告書などを取り纏め、その要因を分析するとともに再発防止策を策定し、リスク管理常勤会に定期的に報告する体制としております。 各店舗で発生したオペレーショナル・リスクの問題点については、経営陣による指示のもと、臨店事務指導などにより施策を迅速に実施することにより、リスク管理の強化に努めております。 防災対策などについては、緊急事態発生時における基本的な対応策を定めたコンティンジェンシープラン、システムにかかるコンティンジェンシープランを策定し対応することとしております。

自己資本の充実状況等 I

「自己資本の充実状況等」の計数については、資料編の39頁から43頁に記載しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる(普通)出資金および信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫による(優先)出資金のほか、当金庫が積み立てているもの等から成り立っております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、安定した利益確保による資本の蓄積を第一義的な施策と考えております。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や国債・政保債・地方債を中心としたドル・コスト平均法による計画的な運用収益の確保など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高い計画としております。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことで、

当金庫においては、信用リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会、審議・指示・決定(理事会決議事項を除く)機関をリスク管理常勤会及び常勤会、主管部門を審査管理部、専門的審議機関を融資委員会・ALM委員会、監査部門を監査部とする体制とし、次のとおり各種規程に基づき信用リスクの適正な把握・管理を行うことによって貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

- ① 融資委員会において、融資に関する基本的事項および個別融資案件を審議し、融資業務の適正化を図っております。
- ② ALM委員会において、貸出の金利リスクについて定期的に協議を実施し、常勤会において審議・決定を行っております。
- ③ 最終処理予定先の選定基準に基づき、債務者区分が実質破綻先以下で一定の基準を満たさないお取引先に対し、常勤会での審議・決定を経て、競売等の最終処理を実施するなど不良債権の減少に努めております。
- ④ 19年3月より、融資委員会で審議のうえ、リスク管理常勤会を審議・決定機関として、債務者区分及びお取引先の事業規模に応じて与信限度額を毎年設定し、与信が特定のお取引先に集中するリスクを防止するための管理体制としております。
- ⑤ 19年3月より、金庫経営に影響を与える可能性がある大口お取引先、債務者区分が低位又は多額な未保全を有するお取引先に対する与信の取組方針等を融資委員会で審議し、リスク管理常勤会において審議・指示・決定を行うとともにその進捗状況を管理する体制としております。

また、将来予想される損失については、厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しております。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率をもとに予想損失率を求めることにより、今後の予想損失額を算出し、毎期末に全額を洗替方式により引当を行っております。予想損失額は、債務者区分が正常先から要管理先については、債権総額に対し予想損失率を乗じることにより一般貸倒引当金として算定し、破綻懸念先から破綻先についてはお取引先毎に予想損失額を算出し個別貸倒引当金として算定し、それぞれの算定方法および結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、「格付使用基準」で定めている次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① (株)格付投資情報センター(R&I)
- ② (株)日本格付研究所(JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額を算出するにあたり、信用リスクが低いと判断される資産から定められた方法による削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことで、当金庫における信用リスク削減手法は、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺および保証を採用しております。また担保・保証人を付していただく際には、重要事項の説明義務を果たす一方で、融資判断に際しては、お取引先の業容や財務内容、特にキャッシュフローや資金繰り重視の態勢整備を図っており、担保・保証に過度に依存しない融資推進に努めております。

信用リスク削減手法の内容については次のとおりです。

(1) 適格金融資産担保

貸出等の担保として当金庫預金を差入れしている場合に、貸出債権額を上限とし担保額を信用リスク削減額としております。担保の種類は定期預金または定期積金を対象とし、その証書・通帳を当金庫に差入れのうえ、定期預金の元金および定期積金契約上の債権に対し質権を設定する方法と総合口座取引による当座貸越取引により、定期預金に質権を設定する

方法があります。与信の限度について、前者は定期預金の元金または定期積金の掛込残高を限度とし、後者は定期預金の元金の90%または200万円のいずれか少ない金額を限度としております。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

信用金庫取引約定書または各種契約規定により、お取引先が期限の到来、期限の利益の喪失などにより当金庫の債務の弁済をしなければならない場合は、お取引先の預金またはその他の債権を、その期限のいかんにかかわらず相殺することとなっております。

なお、信用リスク削減手法の適用にあたっては、定期預金残高および定期積金掛込残高を上限とし、その満期日が貸付期限日以降となっているものを、貸出債権額の範囲内でリスク・アセットより減額しております。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産および債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されておりますが、当金庫においては、派生商品取引は該当ありません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

用語の解説

●「内部管理態勢・リスク管理態勢」に関する用語集

法務リスク

法務リスクとは、法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償などの損失により被るリスクのことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金等の回収が不能となったり、利息の徴収が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって発生する「資産価値(現在価値)の変動」や「将来の収益に対する影響」を指します。資金の調達・運用後のリスクと、期日後の再調達・再運用のリスクに分かれ、金利の変動により損失が発生する懸念とその度合のことをいいます。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことをいいます。

流動性リスク

流動性リスクとは市場の混乱等により通常の取引が不能となることで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことをいいます。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、日常のオペレーションにおけるミスや事故によって引き起こされる損失可能性のことで、具体的には、事務ミス、システム障害、不正、災害等を指します。

事務リスク

事務リスクとは、事務・オペレーション上のミスや不正による損失を受けるリスクのことをいいます。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことをいいます。

情報セキュリティ

情報セキュリティとは、お客様に係わる情報などの情報資産を安全に管理し、適切に利用できるよう運営することです。

用語の解説

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と対比することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

ALM

ALMとは、あらゆるリスクを考慮して資産・負債を総合管理することです。金利動向や為替の変動などを予測し、例えリスクが発生したときでも損失を最小限にとどめることと、収益の極大化を目指すことをいいます。金利水準などの変化にも対応して、自己資本比率を一定水準以上に管理・維持するための手法です。

ストレステスト

金利上昇など一定の負荷を与えた場合のリスク量の変動が、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法のことで、

●「自己資本の充実状況等」に関する用語集

Tier1

Tier1とは、自己資本額のうち出資金・内部留保等に限定した部分の資本を指し、中核的自己資本もしくは基本的項目とも呼ばれています。

ドル・コスト平均法

ドル・コスト平均法とは、毎月一定額を購入することで、購入コストを平準化する購入方法のことです。一度に全ての投資を行うのではなく一定額ずつ積み上げていくことで時間の分散を図り、購入コストを下げるというリスク低減の方法です。

債権者区分

お取引先の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を総合的に勘案し、その状況等により正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分することです。

なお要注意先には、その他要注意先と要管理先が含まれております。

リスク・ウエイト

自己資本比率算出にあたり、法律で定められた資産ごとの掛け目のことです。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。

自己資本の充実状況等 II

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫におきましては、貸付債権を裏付とした証券化による信託受益権を19年3月末において1,254百万円保有しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、リスク軽減に対する取組みを強化するため規程等の制改訂を行い、主管部門である事務統括部において、内部監査および外部監査による指摘事項、事務過誤等報告書、自店検査報告書およびシステム不備等の報告書を取りまとめ、その要因を分析するとともに再発防止策を策定し、リスク管理常勤会に定期的に報告する体制としております。

また、各部店で発生したオペレーショナル・リスクに係る問題点については、経営陣による指導のもと、臨店事務指導等の迅速な改善策を実施することなどにより、オペレーショナル・リスク管理態勢の強化に努めております。

当面、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。さらなる高度化を目指しリスクデータ等の蓄積を行ってまいります。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券、その他出資金等が該当します。

用語の解説

エクスポージャー

エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。エクスポージャーとは英語で「晒す」という意味です。

適格格付機関

バーゼルIIIにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付けを付与することができる格付機関のことをいいます。金融庁長官が、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

ポートフォリオ

ポートフォリオとは、目的に合わせて資産を分散することをいいます。ポートフォリオの語源は「紙ばさみ」「書類入れ」で、欧米では、紙ばさみに資産の明細書をはさんでいたことから、資産の配分を「ポートフォリオ」と呼ぶようになりました。

当金庫においては、上場株式、子会社・関連会社株式および株式関連投資信託は該当ありません。

非上場株式については、地域振興を目的とする第三セクター等による新事業への資本参加したものなど39百万円あります。

上場優先出資証券については、信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫優先出資証券が124百万円あります。

その他出資金については、信金中央金庫出資金1,047百万円および投資事業組合等出資金32百万円があります。

株式関連商品への投資は、資金運用規程および資金運用基準で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を目指しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針

当金庫は、債券等の売買から収益を得るような投資は行わず、購入した債券等から生じる利息収入の獲得を目指しております。また、購入した債券等を満期まで保有することにより、金利リスクによる自己資本への影響を抑制しております。これにより、当金庫の有価証券の満期保有区分比率は、約9割となっております。(表1)

さらに、短期的な金利動向による利息収入の変動幅を極小化するため、10年固定債によるラダー型ポートフォリオを構築し、収益の安定化を図っております。この運用方針は、金利リスクを漸次負うことになるため、株価変動リスク、為替リスク、および信用リスク等については極小化に努め、管理すべきリスクを金利リスクに限定し、その管理を重点的に行っております。この様な方針に基づき、当金庫の有価証券ポートフォリオは、国債・地方債・政保債を中心とした構成となっております。

満期保有区分

有価証券は、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」「其他有価証券」に分類しそれぞれ評価を行います。満期保有目的の債券とは、あらかじめ、償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されていることを要し、満期まで所有する意思を持って保有する債券をいいます。

ラダー型ポートフォリオ

ラダー型ポートフォリオとは、各年限の債券を均等な割合で組み入れたポートフォリオのことをいいます。満期構成をみるとラダー(はしご)型になるので、このように呼ばれます。運用期間中に組入債券が償還を迎えると、そこで生じたキャッシュ・フローは、再び長期債へ投資されるので、常に均等な組入比率が維持されます。債券は一般に、金利が上がると債券価格は下落し、逆に金利が下がると価格が上昇します。また、残存年数が長ければ長いほど金利変動の影響を受けるといった特徴があります。ラダー型ポートフォリオは、一定のルールに従って、機械的に債券を組み入れ、基本的に償還まで持ち切るので、金利予測をする必要がなく、ポ

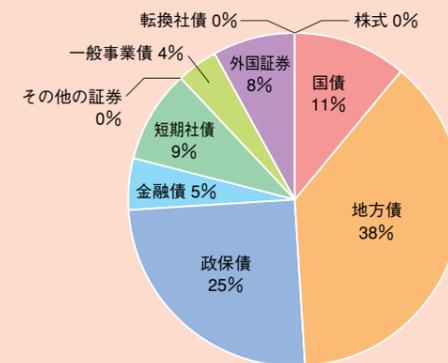
ます。(表2)

なお、管理手法といたしましては、金利上昇による自己資本への影響額を、毎営業日、市場部門から独立したミドル部門が試算した上、直接、経営陣に報告しており、実効的な相互牽制ならびに迅速な対応が図れる態勢とし、適切なリスクコントロールに努めております。

(表1) 有価証券の保有区分比率



(表2) 有価証券のポートフォリオ構成



用語の解説

ポートフォリオの管理が容易な手法といえます。しかし、債券相場が好調な場合でも、運用に制約があるので積極的な収益を目指すことができないといった欠点もあります。

パーセンタイル値

パーセンタイルとは、計測値の分布(ばらつき)を小さい方から並べてパーセントで見た数字のことで、99パーセンタイル値は、99パーセント目の値のことをいいます。

金利ショック

金利リスクを計測する場合に想定する金利上昇をいいます。

コア預金

コア預金とは、普通預金や決済性預金など預金者の要求によって随時引き出しが可能な預金のうち、引き出されることなく長期間にわたり滞留する預金をいいます。

(2) 銀行勘定全体の金利リスク量

平成19年3月末の金利リスク量は、過去5年の金利変動データから求める99パーセンタイル値を金利ショック幅として算出を行っております。なお、リスク量を算出する場合において、要求払預金(普通預金、当座預金等)の残高の50%相当額を、長期間金融機関に滞留するコア預金とみなし、金利更改期間を最長期間5年以内かつ平均期間2.5年以内となるように定義しております。

平成19年3月末現在 (単位:百万円)

資産		負債	
貸出金	2,111	要求払預金	1,939
有価証券	6,257	(うちコア預金)	(1,886)
預け金	507	定期性預金	1,378
その他	17	その他	16
合計	8,894	合計	3,334
リスク量		5,559	

《金利上昇による自己資本への影響額の試算》

当金庫は、会計上の「満期保有目的の債券」の区分のなかで、10年固定債ラダー型ポートフォリオを構築しているため、金利上昇による自己資本への影響は、軽微なものとなっております。以下のとおり、市場金利が、99パーセンタイル値以上の金利ショックである200bp上昇した場合の試算においても、国内基準の4%を充分上回る自己資本比率を確保しております。

平成19年3月末現在 (単位:百万円、ポイント)

自己資本比率		7.47%		
金利変動幅	自己資本への影響額 (C)=(A)×(1-実効税率)+ (B)	変動後の予想自己資本比率 (D)	自己資本比率変動幅 (E)	
100bp	331	228	7.35%	0.12
200bp	685	472	7.21%	0.26

(注)実効税率31.1%を仮定して計算

bp

bpとは、basis point(ベース・ポイント)の略で、金利や債券利回りなどを表すのに用いる最小尺度です。1bpとは、1%の100分の1のことです。つまり、1bp=0.01%ということになります。

減損処理額

時価等が著しく下落し、かつ、回復の可能性が認められない場合に、取得価額と時価等の差額を減損処理額といい、時価等まで簿価を引下げております。

実効税率

法人税、住民税、事業税等を合せて企業が負担する税金の課税所得に対する比率です。

リスク管理債権

リスク管理債権については、自己査定における破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」として開示しております。リスク管理債権の残高は、

貸出金の回収可能性の有無に関係なく、貸出金の総額を開示しております。その基準は、以下のとおりです。

破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

法人税法施行令に掲げる事由が生じているとは、以下のいずれかに該当する債務者の貸出金です。

- ① 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分を受けた債務者
- ⑥ 国外にある債務者について、上記に掲げる事由に類する事由が生じた債務者

延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権では、自己査定に基づく破綻先・実質破綻先債権を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先債権を「危険債権」、要注意先債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」、その他

の債権を「正常債権」として開示しています。金融再生法における資産の開示対象は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券、外国為替であり、貸出金以外の債権も対象になります。

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権との関係

毎年度、信用金庫法に基づくリスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の二種類の開示を行っております。法律上の開示区分の相違により表現は異なっておりますが、後記のようにはほぼ同じ内容となっております。少し詳しく説明しますと、リスク管理債権の対象債権は貸出金であり、金融再生法による開示債権は貸出金の他、債務保証見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券、外国為替も対象とされておりますので、開示債権の対象の差異を

除くと、同一の債権を表わしております。前記二種類の開示債権の開示額は、担保処分による回収見込額やすでに引き当てている個別貸倒引当金等を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。また保全状況につきましては、不動産鑑定士の鑑定評価などに基づく担保や保証、加えて厳正な自己査定による個別引当等を実施し、必要かつ十分な保全状況としております。

(単位：百万円)

リスク管理債権			自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権				
債権区分	平成18年3月末			債権区分	平成18年3月末			平成19年3月末
	貸出金	貸出金	残高 (a) (うち貸出金以外)		うち保全額 (b) 貸倒引当金 (c) 担保、保証額 (d) 保全率 (b/a)	残高 (a) (うち貸出金以外)	うち保全額 (b) 貸倒引当金 (c) 担保、保証額 (d) 保全率 (b/a)	
破綻先債権	3,416	1,962	破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22,986	17,494	17,494	
			実質破綻先		22,986 (251)	7,350 15,635	17,494 (184)	3,532 13,961
						100.00%		100.00%
延滞債権	37,237	31,920	破綻懸念先	危険債権	18,121 (202)	16,766 (193)	15,397 4,915 10,482	
					16,169 4,992 11,176		91.83%	
					89.22%			
3ヵ月以上延滞債権	146	140	要注意先	要管理債権	6,657	4,455	2,597 945 1,651	
貸出条件緩和債権	6,510	4,315					57.33%	58.29%
			正常先	正常債権	176,278	161,789		
開示額合計	47,311	38,338		合計 (除く正常債権)	47,764	38,716		
				総与債額	224,042	200,506		

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金です。

トピックス／主な活動

内部管理態勢の充実・強化について

当金庫は、地域に根差した金融機関として求められる役割および責任を果たすために、当金庫自身が経営の効率化を図り、強靱な経営体質を確立する必要があるとの方針のもと、抜本的な経営改革を実施してまいりました。今後も、法令等遵守態勢、審査管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に向けて総力をあげて取り組んでまいります。

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況について

平成17年4月～19年3月までに、当金庫が取組んできた主な内容は次のとおりです。詳細については当金庫のホームページをご覧ください。

◆事業再生・中小企業金融の円滑化

- ① 融資審査態勢の強化
- ② 経営相談機能および経営支援機能の強化
- ③ 要注意先債権等の健全債権化
- ④ 事業再生に向けた取組
- ⑤ 担保・保証に過度に依存しない融資の推進
- ⑥ 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

◆経営力の強化

- ① 店舗効率化などの経営改革の実施
- ② 法令等遵守態勢の強化
- ③ 適切な顧客情報の管理・取扱の確保

◆地域の利用者の利便性向上

- ① 地域貢献に関する情報開示
- ② 地域の商工会議所産学官連携委員会などへの参加

【進捗状況に対する分析・評価および今後の方針】

中小企業支援センターおよび中小企業再生支援協議会のさらなる活用促進、キャッシュフロー重視などの担保・保証に過度に依存しない審査体制の強化、内部管理態勢の充実などによる法令等遵守態勢の強化および融資推進態勢確立などの経営改革を実施するとともに、地域の利用者の利便性向上に向けた取組を行ってまいります。

普通預金金利の引き上げについて

日本銀行が「政策金利」を上げたことに起因し金利が上昇したことから、金利上昇の恩恵を地域のお客様に還元するため見直しを行い、平成18年7月および19年2月に普通預金金利を上げました。

振り込め詐欺の未然防止について



当金庫ではお客様の大切な財産を「振り込め詐欺」の被害からお守りするため、組織をあげて振り込め詐欺の未然防止に取り組んでおります。平成18年12月には当金庫橋本支店が地元警察署長より未然防止功勞で表彰されております。

若手経営者勉強会「ちょうしんきん経営塾21」

事業意欲の高い地元の若手経営者を対象に、隔月で継続的な学習機会を提供する「ちょうしんきん経営塾21」を開始いたしました。当該企業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的としています。



お客さまのご要望に応えるべく、情報提供サービスの開始などさまざまな活動を行いました。

●住宅ローン金利優遇を継続 平成18年4月1日～19年3月31日

お取引の状況に応じて金利を優遇する住宅ローン金利優遇サービスについて、平成18年度は全期間優遇を実施するなど優遇内容をさらに充実いたしました。

●「がん保障特約付（リビングニーズ特約付）住宅ローン」の取扱い開始 平成18年6月2日より

住宅ローンに付保する団体信用生命保険に「初めてがんと診断されたとき」の特約保障とリビングニーズ特約保障を付けた住宅ローンの取扱いを開始いたしました。

引受保険会社：AIGスター生命保険株式会社



●会員制情報提供サービス「ちょうしんきんビジネス知恵袋」のサービス提供開始 平成18年7月1日より

インターネットを主体とした会員制情報提供サービス「ちょうしんきんビジネス知恵袋」を開始いたしました。経営コンサルティング企業と提携し、経営ノウハウを中心とした各種経営情報を会員限定で提供いたします。

●教育ローン「エース」で期間限定金利優遇を実施

平成18年12月11日～19年4月27日

お子さまの進学資金など、お客さまのニーズが高い教育ローンに、期間限定で1.30%の金利優遇を実施いたしました。



●10万円を超える振込等についての本人確認

平成19年1月4日より

平成19年1月4日から10万円を超える現金の振込等については、本人確認が必要となりました。本人確認書類の提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

本人確認が必要となる主な取引

- 10万円を超える現金の振込
- 10万円を超える自己宛小切手の振出で線引がないもの
- 10万円を超える国、地方公共団体以外の収納（電気料金・電話料金等）
- 10万円を超える代金取立ての現金支払

●「3大疾病保障付住宅ローン」の取扱い開始

平成19年2月5日より

住宅ローンに付保する団体信用生命保険に「3大疾病〔悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中〕」の特約保障を付けた住宅ローンの取扱いを開始いたしました。

引受保険会社：明治安田生命保険相互会社



●「しんきんコンビニ収納サービス」の提供開始

平成19年2月23日より

「コンビニ収納サービス」の提供を開始しました。契約第1号は当金庫が収納代理金融機関となっている銚子市水道部の取扱う水道料金（下水道使用料を含む）のコンビニエンスストアでの収納取扱サービスの提供でした。

●「新デザイン通帳」の発行 平成19年4月より

平成19年4月から「新デザイン通帳」に切替えております。新デザイン通帳は、銚子からの情報発信をイメージし、日の出のデザインとの融合を図ったものです。

まずは総合口座通帳から「新デザイン通帳」に変更し、種類ごとに色を変えて順次、切替えてまいります。また、キャッシュカードも新通帳と共通デザインとしてまいります。



●事業者ローン「ビジネスシンプル」の取扱い開始

平成19年5月15日より

「簡単、スピーディ」をコンセプトに、FAXでの仮審査申込受付を可能として、原則即日回答する、お客様の利便性に応える商品を発売いたしました。

無担保・保証人不要の商品で、さらに、創業された方や農業、漁業事業者の方にもご利用いただけるなど、より幅広い事業性資金のニーズに対応出来るようにいたしました。

預金業務・保険業務・融資業務等

銚子信用金庫では、ご就職、ご結婚、お子様の教育、住宅の購入・改修、ご退職後の生活設計などお客様のライフサイクルの中で、そのライフステージに応じた商品・サービスを取揃え、お客様のお役に立ちたいと願っています。

預金業務

当金庫では豊富な預金商品をご用意し、お客さまの計画的な資産づくりのお手伝いをしています。また、老後の資産運用に不安を抱く年金受給者のみなさまに少しでも喜んでいただけるよう、当金庫の口座に年金振込指定をいただいているお客さまに金利を優遇する「悠々定期預金」を引き続き販売しております。預金商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下するものもございますので、ご利用に当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を当金庫の窓口などで十分お確かめのうえ、ご利用ください。

今後ともお客さまのお役に立ち、安心して喜ばれる商品の開発やサービスの充実に努めてまいります。

保険業務

お客さまのニーズに合わせた各種保険商品を取扱っております。当金庫では、金融業務の規制が緩和され保険商品の取扱いが可能となったことから、平成13年5月に「住宅ローン関連の長期火災保険」、15年1月に「個人年金保険」の窓口販売を開始しました。さらに16年2月からは海外旅行傷害保険「しんきんグッドパスポート」の窓口販売も開始しました。

なお、当金庫では、法令等に基づき募集ができる保険商品以外は、保険募集の取扱いができませんのでご了承ください。

当金庫が生命保険代理店として取扱っている個人年金保険については、次の点にご留意くださいますようお願いいたします。

- 個人年金保険は、預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険商品は預金と異なり、元本の保証はありません。



銚子信用金庫では、ご就職、ご結婚、お子さまの教育、住宅の新築・リフォーム、ご退職後の生活設計などお客さまのライフスタイルや資産形成に合わせたプランをお選びいただけるよう豊富な商品を取り揃えております。

●結婚資金
250万円～360万円

成人 20才
就職 22才
結婚 28才

●出産費用
30万円～50万円

●在学中の費用
小学校 180万円
中学校 130万円
高校 160万円
計 470万円

長子誕生 30才

●在学中の費用(大学)
入学時 75万円～150万円
4年間の授業料 200万円～360万円

住宅購入 41才

40代

20代

普通預金
総合口座
定期預金
カードローン
カーライフプランローン
個人ローン

給与自動受取
自動支払い
ポイントコレクション
外貨両替
キャッシュカード
しんきんゼロネット

30代

貯蓄預金
財形預金(一般・住宅・年金)
国債
公共料金自動振替
外貨宅配サービス

しんきん住宅ローン
「セレクトII」
「あっぱれ」
「太陽」

火災保険
「しんきんグッドすまいる」

融資業務

当金庫では、地域のお客さまのライフサイクル・ライフステージや、事業の発展段階に応じた各種融資商品を幅広く取り揃えています。

事業者のみなさまには手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越等の一般ご融資のほか、県・市などの制度融資、信用保証協会との無担保提携ローン、国民生活金融公庫等の政府系資金などに積極的に対応し、事業の安定と発展を支援する融資体制を整えております。

また、地域のみなさまのゆとりある生活設計をお手伝いするため、お取引に応じた金利優遇制度のある各種住宅ローン、乗用車購入資金やお子様の教育資金、いざというときに役に立つ各種カードローンなど、豊富な商品をご用意しております。

国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、信金中央金庫、年金積立金管理運用独立行政法人等の代理貸付を取扱っておりますので、お使いみちに合せてご利用いただけます。

代理貸付業務



※ライフサイクルはイメージです。

●子供の結婚費用の援助
男性150万円～250万円
女性200万円～350万円

●旅行・趣味
●老後の生活費
夫婦二人の生活費
1ヵ月約28万円

長子就職 52才
長子結婚 56才
孫誕生 58才

年金受給 65才

60代

悠々定期預金
大口定期預金
貸金庫

年金自動受取
悠々くらぶ

教育ローン
「エース」
定額自動振込
法律相談

年金保険「しんきんらいふ年金F」
しんきんリフォームローン「彩」
しんきん介護ローン
税務相談
年金相談



預金商品

無利息型普通預金 (決済用預金)

決済用預金の3要件(無利息、要求払い、決済サービスの提供)を満たす預金ですので、預金保険制度により全額保護されます。「普通預金」と同様に、公共料金のお支払いやお給料・年金などのお受取口座としてご利用いただけます。

総合口座

普通預金と利息の有利な定期預金が一冊の通帳にセットになった、家計簿としてご利用いただける商品です。いざという時に定期預金から自動的に融資が受けられます。また、各種自動支払いや、給与振込、年金振込の自動受取口座としてもご利用いただけます。

スーパー定期

100円からお預入れいただける定期預金で、金利はお預入れ時の市場金利を参考に当金庫が独自に設定します。お預入れ金額が300万円以上の場合には、さらに有利な金利を適用させていただきます。期間も最短1ヵ月から5年までご用意して、お客さまのニーズにお応えします。

悠々定期預金

当金庫で年金をお受取りいただいているお客さま、または各種福祉手当を受給なさっているみなさまのために、ご用意した金利優遇の定期預金です。スーパー定期預金1年物の店頭表示金利に0.10%上乗せしてお預かりしております。お一人さま500万円までのご利用が可能です。

定期積金

お客さまの生活設計に合わせて毎月お積立いただき、目標月にまとまった資金をお受け取りいただけます。貯蓄のお手伝いをする商品で、期間は1年ごと5年までご指定いただけます。

当座預金

ご商売の資金の決済に、小切手、手形がご利用になれる預金です。お手元に現金を置く必要がなく、当金庫が資金決済の事務を代行いたしますので防犯上も安心です。

保険商品

しんきんらいふ年金F

お客さまのゆとりあるセカンドライフの資産形成をお手伝いする「個人年金保険」であり、お客さまのライフスタイルの変化に合わせて年金の型や年金開始年齢の変更も可能です。加入時に定めた年金額を確実に受け取る「定額個人年金」です。年金保険料の払込は、一時払型と積立型(月払)からお選びいただけます。

たのしみVAプラス

ハイリターンへの「期待」と年金支払開始時に元本保証のある「安心」の2つの特徴のある、最低保証付変額保険(年金受取型)として開発された一時払の変額年金商品です。運用実績によって積立金額・死亡給付金額は増減します。

融資商品

千葉県信用保証協会提携ローン 「ダッシュ5000」 「スパート3000」 「アシスト2000」

千葉県内で2年以上の業歴を有している法人を対象に千葉県信用保証協会が保証する無担保の融資です。運転資金および設備資金を対象とし、ご融資期間は最長5年までとなります。スコアリングシステムによる判定で、お申込後平均3営業日程度でご融資の回答をいたします。

事業者ローン 「ビジネスシンプル」

「簡単」「便利」「スピーディ」な取扱いをコンセプトに、FAXでの仮申込みが可能な事業者ローンです。原則、当日中にご回答いたします。無担保で200万円までご利用いただけ、新規に事業を始める方もお申込みいただけます。

農業者向け無担保ローン 「みのり」

農業を営む方向けの小口無担保ローンです。農機具・農業資材のご購入などの資金として最高300万円、最長5年までご利用いただけます。

ちょうしんきん アパートローン

資産運用可能な土地を所有されている個人および法人で、アパート建築をご計画される方向けの商品です。

しんきん住宅ローン 「太陽」

「変動金利」「固定金利」をお客さまのご要望により、お借入期間中にご自由に選択していただける住宅ローンです。お借入金額は最高6,000万円まで、ご返済は最長35年までご利用いただけます。通常の団信生命保険のほかに、がん保障特約付(リビングニーズ特約付)団信生命保険へのご加入を選択いただけます。

しんきん住宅ローン 「セレクトII」

「変動金利」「固定金利」をお客さまのご要望により、お借入期間中にご自由に選択していただける住宅ローンです。お借入金額は最高8,000万円まで、ご返済は最長35年までと、ゆとりあるプランで、3大疾病保障付団信生命保険にもご加入いただけます。別途、病気やけがの時に一定期間返済を肩代わりする債務返済支援保険もご用意しております。

しんきんリフォームローン 「彩」

お住まいのリフォームやインテリア・家具のご購入などに、最高500万円、最長10年までご利用いただける無担保ローンです。

新型しんきん教育ローン 「エース」

お子さまの成長とともに必要な教育資金にご利用いただけるローンです。最高500万円までご利用いただけ、お子さまの在学期間中は最長4年6ヵ月まで元金の据え置きもできます。

しんきん 「介護ローン」

親御様の介護は意外に費用がかかるもの、そこで介護機器の購入やバリアフリー等の住宅改良資金にお使いいただけるローンをご用意いたしました。無担保で200万円までご利用いただけます。

新型個人ローン 「シンプル」

ご利用にあたって、FAX・郵送での仮申込みが可能な個人向けローンです。無担保で200万円までご利用いただけ、お使いみちも自由です。お忙しい方にお勧めいたします。

しんきん カードローン

担保不要のカードローンで最高100万円までATMでスピーディにご利用いただけます。結婚、教育、レジャー等いざという時、暮らしに必要な資金にご活用いただけます。毎月一定額を返済いただき、融資枠内であれば、何度でもご利用になれます。

ちょうしんきん カードローン 「eポケット」

しんきんカードローンとは別に最高90万円まで、申し込みも簡単でFAX・郵送での受付が可能なカードローンです。審査回答も最短20分以内とスピーディにご利用いただける商品です。

商品利用にあたっての注意 ローン商品は、各商品により利率、保証料、お借入限度額、お使いみち等が異なりますので、窓口へ備え付けの説明書をよくご確認の上ご利用ください。

有価証券投資業務・サービス業務等

有価証券投資業務

当金庫の有価証券投資業務は、預金の支払準備と資金運用のため安全性を重視して収益性、流動性に留意した運用となっております。

有価証券は国債、地方債、政府保証債、金融債、社債等の債券と株式、外国証券等を保有しており、その運用は資金運用基準で厳格に定められております。

信用リスクを抑えながら、安定収益の確保と金利リスクおよび流動性リスクを勘案したポートフォリオの構築を目指しております。

為替業務

全国の金融機関とのネットワークにより、振込・送金および手形・小切手等の取立などの為替サービスを行っております。さらに、振込手数料が窓口よりお得になるATM振込サービス機能をご利用いただけます。また、事業者のみなさまには、企業間の資金移動サービスや給与振込サービスもご提供しております。

なお、当金庫のインターネットバンキングサービスでは、個人向け・法人向けサービスにより、手数料が割安な振込サービスをはじめとする各種資金移動サービスをご利用いただけます。

外貨(米ドル)両替・旅行小切手の店頭販売に加え、当金庫店頭やホームページおよびFAXでお申込みいただける外貨宅配サービスや信金中央金庫への取次ぎによる外国送金等もご利用いただけます。

相談業務

地域のみなさまからご要望の多い法律、税務、年金に関するご相談を無料でお受けしています。ご相談は知識・経験の豊富な弁護士、税理士および社会保険労務士がお応えしております。今後とも、より身近な金融機関として、みなさまのお役に立つサービスを提供してまいります。お申込は、お近くの営業店でお受けいたします。



住宅ローン相談会



各種サービス業務

公金・公共料金の収納、給与振込、年金の自動受取など各種サービス業務を行っております。また、一部店舗にはお客さまの大切な財産をお守りする貸金庫や、夜遅くまで営業される方のために夜間金庫をご用意しております。

【個人向け国債】

個人向け国債がご購入いただけます。変動金利の10年債と固定金利の5年債があり、ニーズに合わせて、お選びいただけます。

変動金利の10年債は、①半年ごとの変動金利、②1年間の据置後は、満期前でも元本が保証され、国が購入時と同価格で買取ります。(ただし、直前2回分利息相当額が差し引かれます。中途売却時には手数料がかかります。)、③購入単位1万円などの特徴がございます。

固定金利の5年債は、①5年間の金利が固定、②2年間の据置後は、満期前でも元本が保証され、国が購入時と同価格で買取ります。(ただし、4回分の利息相当額が差し引かれます。中途売却時には手数料がかかります。)、③購入単位1万円などの特徴がございます。

項目	内容
公金の収納	国税、地方税、社会保険料、国民年金保険料等を収納いたします。
公共料金の収納	電話料・ガス料・水道料・電気料・NHK受信料、千葉県・茨城県の公営住宅使用料、公立学校授業料、住宅金融支援機構・中小企業金融公庫の償還金等を収納いたします。
自動支払い	各種公共料金をはじめ、税金・社会保険料・ローン返済金・クレジットカードの利用代金等を預金口座から自動的に振替えてお支払いいたします。
給与振込	給与やボーナスを会社等から、お客様の預金口座へ直接入金いたします。給与日の朝からお引出しになります。
年金の自動受取	一度簡単な手続きをさせていただきますと、年金が毎回お客様の預金口座に直接振込まれます。手間が省けて、早く確実に受取れます。
定額自動振込	毎月一定の金額を一定の日と同じ受取人宛に継続して振込むことができます。振込先は当金庫本店のほか、他金融機関宛にも指定できます。
貸金庫・夜間金庫	一部の店舗に貸金庫・夜間金庫を備えております。貴金属や預金証書、重要書類等の保管に貸金庫をご利用ください。また夜遅くまで営業を続ける方には夜間金庫のご利用をおすすめいたします。
国債のご購入	個人向け国債、長期利付国債および中期利付国債がご購入いただけます。
外貨両替サービス	店頭での外国通貨(米ドル)との両替、旅行小切手の販売および買入のお取扱をいたします。また便利な外貨宅配サービスもご利用いただけます。
クレジットカード	しんきんVISA、JCB、AMEXなどのお取扱いおよびキャッシングサービスが受けられます。
インターネットバンキング	携帯電話やパソコンを使い、ご家庭やオフィスなど、何処からでも、居ながらにしてお振込・残高等の照会ができます。

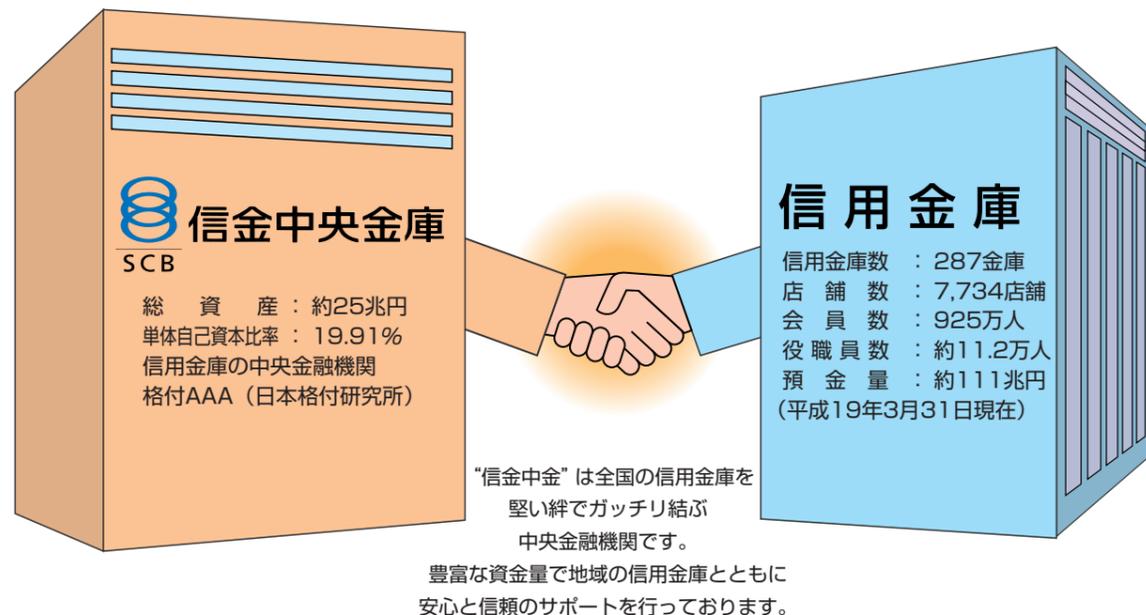
信用金庫を結ぶセーフティネット

当金庫は、今まで以上に安心してお取引させていただくため、「信用金庫経営力強化制度」に参加しています。これは、信用金庫の経営の健全性を高め信用金庫業界の信用力の維持・向上を図るため、私たち信用金庫と社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫が一体となって創設したもので、いわば業界の総意にもとづくセーフティネットで、更なる皆さまの安心を支えます。

信金中央金庫は、私たち信用金庫業界の中央機関で約25兆円の資産を有し、単体自己資本比率19.91%、不良債権比率0.24%

など極めて経営内容の優れた信用金庫のセントラルバンクです。
(平成19年3月31日現在)

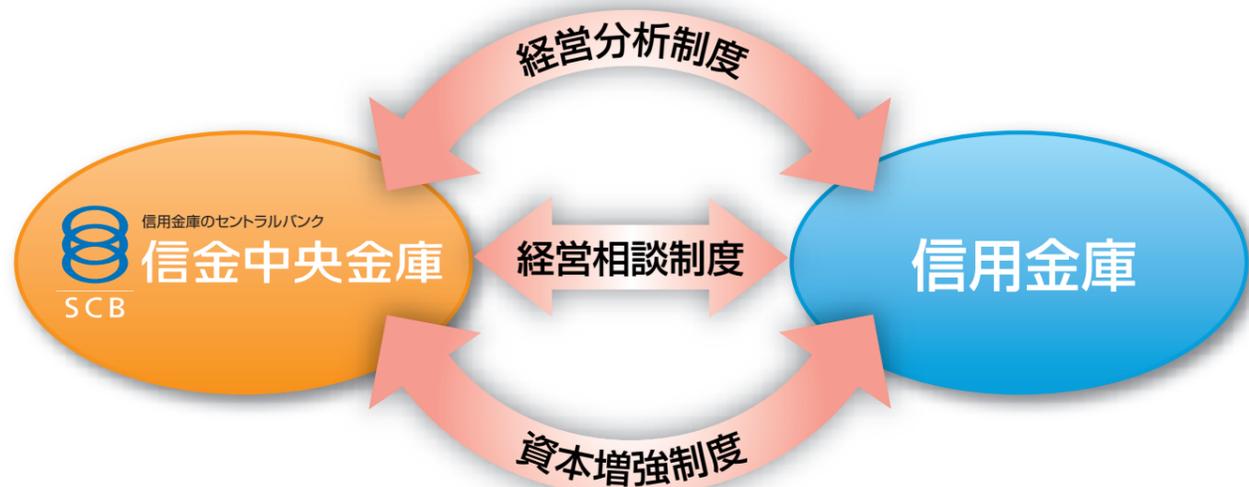
代表的な日本格付研究所(JCR)より最高基準の信用力を示す《AAA》の評価を受けているほか、格付投資情報センター(R&I)からも《AA》の評価を受けています。また、国際的に権威のある外資系格付機関であるムーディーズ社およびS&P社からも、それぞれ《Aa2》《A+》という高い評価をうけています。
※ 各社の格付は平成19年3月31日現在のものです。



信用金庫経営力強化制度

信用金庫業界では、信用金庫の健全性の確保および業界全体の信用力の維持・向上を図るため、平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設しました。この制度は、経営分析制度、経営相談制度、資本増強制度の3つの制度により構成され、信用金庫

のセントラルバンクである信金中央金庫がこの3つの制度を運営することにより、信用金庫の経営力の強化および経営悪化の未然防止を図るものです。



預金保険制度

預金保険制度とは、金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合に、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された

預金保険機構が運営主体となって、預金者等を保護し信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

ペイオフQ&A

Q¹ 「ペイオフ」について教えて

A¹ ペイオフは、預金保険制度における預金保護方式のひとつで、金融機関が破たんした場合に、預金保険機構から預金者に全額保護される決済用預金と合わせて、決済用預金以外の保護対象預金のうち1金融機関あたり元本1,000万円とその

利息等を限度額として払い戻される制度です。預金保険制度では、預金者が被る損失を最小限に抑えるため、迅速に譲受金融機関へ預金等が引き継がれるように資金援助方式が優先され、ペイオフ方式は最終的な措置となります。

Q² 元本1,000万円を超えた預金は戻らないの?

A² 破たんに伴う損失負担に応じて一部カットとなることがあります。預金者は決済用預金以外の保護対象預金のうち、保険金支払額(元本1,000万円までとその利息等)と預金保険機構の預金買取りによる支払額(元本1,000万円を超える部分とその

利息等の概算払い額)の合計額を受け取ることができます。さらに、預金保険機構が回収した額が、回収にかかる経費を差し引いても、概算払い額を上回る場合には、当該金額が追加的に支払われます。

Q³ どんな種類の預金が保護されるの?

A³ 保護対象となる預金は、当座預金・普通預金・別段預金・通知預金・納税準備預金・貯蓄預金・掛金・定期預金・定期積金・金融債・元本補てん契約のある金銭信託などです。

借名預金・架空名義預金など本人確認ができない預金は保護されません。保護対象外となる預金は、外貨預金・譲渡性預金などです。

Q⁴ 事業用のお金を別に預けている場合はどうなるの?

A⁴ 法人登記をしていない個人事業者の場合は、事業用と個人用に口座を分けていても、一個人の預金として名寄せされ、決済用預金以外の保護対象預金のうち、合算して元本1000万円と

その利息等が保護の対象となります。また法人登記をしている会社などの場合、役職や部署ごとに口座を分けていてもすべての預金が会社の預金とみなされます。

Q⁵ 破たん金融機関に借入金がある場合、預金はどのように保護されるの?

A⁵ 預金と借入金の両方がある場合、これらの差し引きをすることを「相殺(そうさい)」といいます。この相殺は普通預金など満期の定めのない預金や定期預金など満期の定めのある預金でも

満期が到来した時や預金規定に金融機関が破綻した場合に相殺できる旨定めのある場合は相殺の申し出ができます。
※当金庫は預金規定に上記の定めがあります。「相殺」の手続きにはお客様の申し出が必要です。

Q⁶ 実際の預金の払い戻し(保険金の支払い)はいつになるの?

A⁶ 保険金の支払いのためには、破綻した金融機関の規模により異なりますが、預金者の名寄せなどを行った上で、数週間以内を目処に支払われるよう準備が進められることとされています。なお、

保険金支払いまでに時間を要すると見込まれる場合、普通預金に限り、1口座につき60万円を限度に保険金の前払いとして仮払金を受け取ることができます。

預金保護の範囲

預金保険制度の対象預金等	決済用預金	全額保護されます。
	決済用預金以外の預金等	元本1000万円までとその利息が保護されます。(残りの部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。)
預金保険制度の対象外の預金等		破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

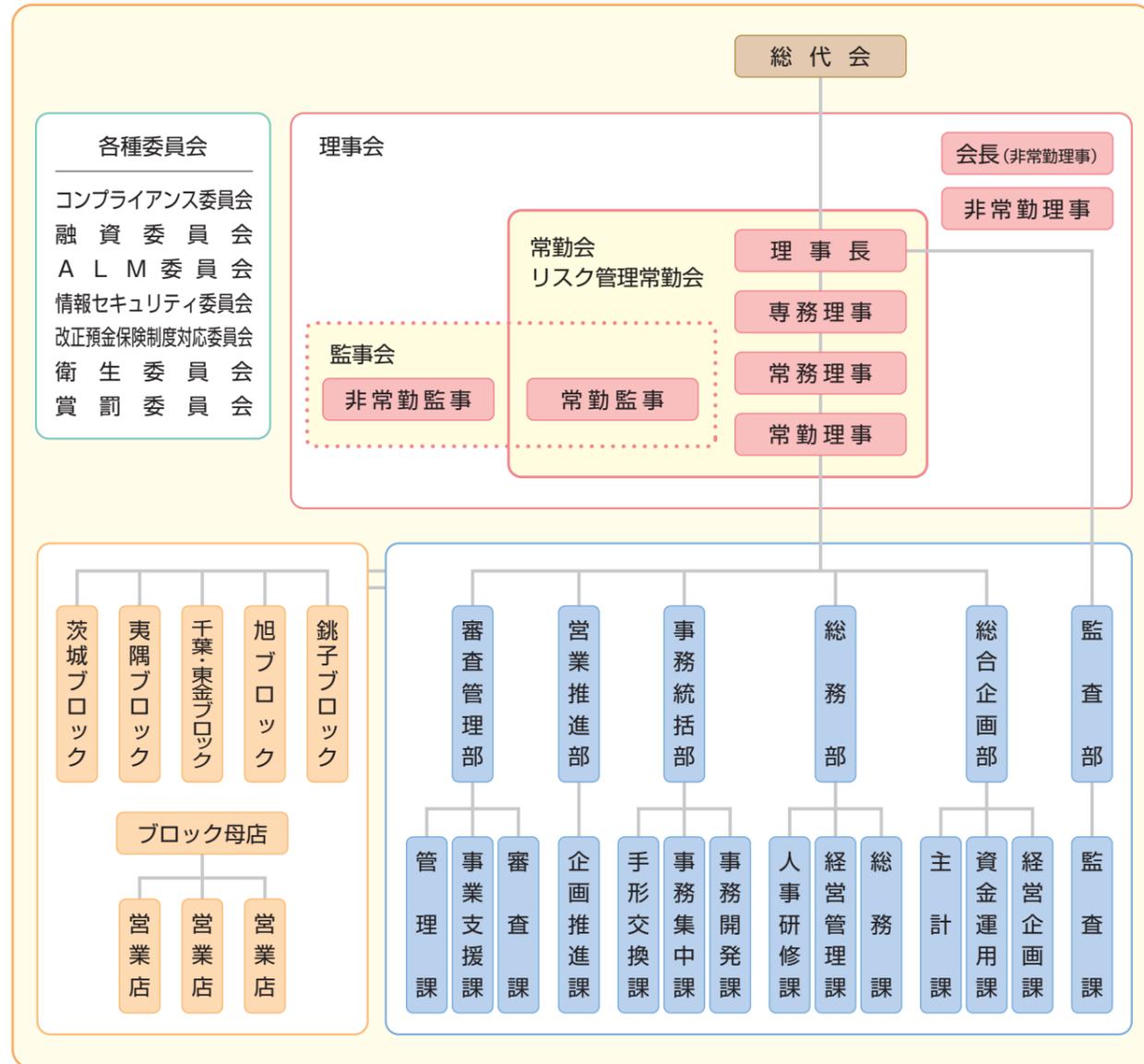
※ 預金保険制度の詳細は、窓口備え付けの金融広報中央委員会等のパンフレットによりご確認ください。

組織図・役員一覧

銚子信用金庫の最高議決機関は総代会であり、議決権は総代一人一票制をとっています。総代は定款の定める方法によって、7つの選任区域それぞれの会員の中から選任されます。任期は3年で、平成19年6月30日現在153名の方が選任されています。

また、総代会では、理事および監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。理事長などの代表理事は理事会で選任され、信用金庫の重要事項は、理事会の決定を踏まえて行われます。また、日常の業務執行については、常勤役員による常勤会を開催して迅速な意思決定をしております。

●組織図



●役員一覧 (平成19年6月30日現在)

会 長 (非常勤) 大里庄治郎	理 事 (常 勤) 松岡明夫	監 事 (常 勤) 窪田洋次
理 事 長 (常 勤) 岩瀬喜克	理 事 (非常勤) 伊藤浩一	監 事 (非常勤) 高安高樹
専務理事 (常 勤) 千葉 昇	理 事 (非常勤) 木村貞夫	監 事 (員 外) 小野田俊
常務理事 (常 勤) 加瀬正彦	理 事 (非常勤) 石橋春雄	
理 事 (常 勤) 加瀬一夫	理 事 (非常勤) 川嶋久夫	

総代紹介



第1区 総代15名	池口敏郎 境 勝司 宮川力一	澤井正太郎 佐藤幸一	澤田武男 野口佳昭	本谷泰造 吉田和美	横田立衛 伊東 宏	江戸野行雄 島田政典	黒田栄一 古川正輝
第2区 総代19名	阿天坊房吉 青野慶太 園山守の助	大木 忠 宮内晴夫 宮内一夫	大根敏夫 藤井政幸 伊藤隆夫	川口啓輔 吉野浩之 宮崎利雄	琴寄純一 櫻井廣和 鈴木重厚	坐古萬蔵 渡辺美民	野口晃平 遠藤章五
第3区 総代46名	青木真人 飯田惣一 八幡正毅 小関邦夫 鈴木國司 野口作治 伊藤満吉	鈴木良一 鶴池豊吉 阿部典義 嶋倉昭男 林 正樹 高橋文夫 高木幹雄	川口 豊 石橋太一 秋山昭八 新行内幸雄 花香勝久 菅谷直志 寺本太平	武井房頼 高橋 潔 飯島恵喜 土屋国彦 相澤庚平 加瀬吉造 嶋田和次	増田良夫 宮本英夫 新行内功 中澤治郎兵衛 岩立勝雄 薄田一郎	井上晴夫 宮嶋正也 加藤京司 桂山雅行 嶋田正延 竹蓋信夫	石田晴司 斉藤勇作 中村亮太 西宮勝利 川口卓男 向後伊平
第4区 総代34名	大木 衛 石橋一郎 押尾 幹 金子傳造 穴倉義男	高宮秀行 山口 裕 川島 宥 中村正見 藤城吉董	中村克己 古谷健一 古谷賢一 椎名英夫 齋藤榮一	花澤文男 竹田正久 押尾 勉 菅 忠男 秋葉吉光	行木 静 中田正治 池田忠美 唐鎌 功 渡辺三郎	斉藤武久 川戸茂木 大川和夫 知念富江 瀬能間市	秋葉健夫 大橋英夫 大木福兆 木村 猛
第5区 総代 7名	小田徳治	大和久秀幸	春日久吉	林 博史	阿部倉幹男	石田隆二	鶴岡康喜
第6区 総代12名	浅野敏夫 斉藤豊久	井腰 茂 高梨健一郎	荘司哲男 貝塚三雄	吉野 壽 篠崎富次男	渡辺建一 朝生隆三	小高芳男	君塚 裕
第7区 総代20名	稲垣輝夫 山辺信司 井口伍郎	石田芳夫 上杉清高 伊藤 健	城之内保雄 内野夏夫 安藤隆雄	山本清一 岡野平八朗 菅谷栄一	石田輝夫 佐野昌治 篠塚藤一郎	鴨川幸夫 沼田修一 篠塚茂男	宮内民雄 丸山庄一

総代会制度

信用金庫は、限られた地域においてのみ事業を営む事が出来るという地域性を有しています。日々の活動においては、この地域性を活かし、地域経済社会が必要としているキメの細かい金融サービスを提供することが信用金庫の社会的使命です。

当金庫の活動の起点は「地域」であり、「地域の最良のパートナー」として「常に地域とともに歩む」ことを経営理念としています。

そして、信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を尊重し、経営に反映させる協同組織の金融機関です。

従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を有し、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

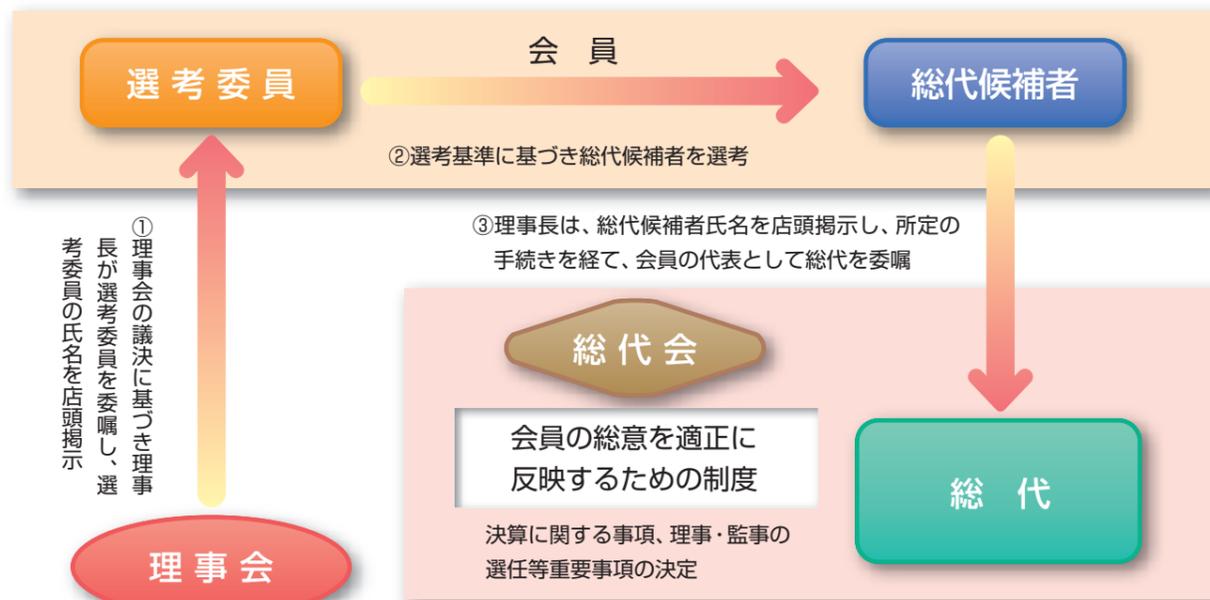
しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、定款の定めにより、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員のなかから適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日々の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



第98期通常総代会の決議事項

平成19年6月21日開催の第98期通常総代会において、下記の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

(報告事項)

第1号議案 第98期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(決議事項)

第1号議案 第98期剰余金処分案承認の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

第6号議案 理事および監事の報酬額改定の件

第3号議案 理事10名選任の件

第7号議案 会員除名の件

第4号議案 監事3名選任の件

総代とその選任方法

●総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、200名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、平成19年6月30日現在の総代数は153名で、会員数は39,777名です。

●総代の選任方法

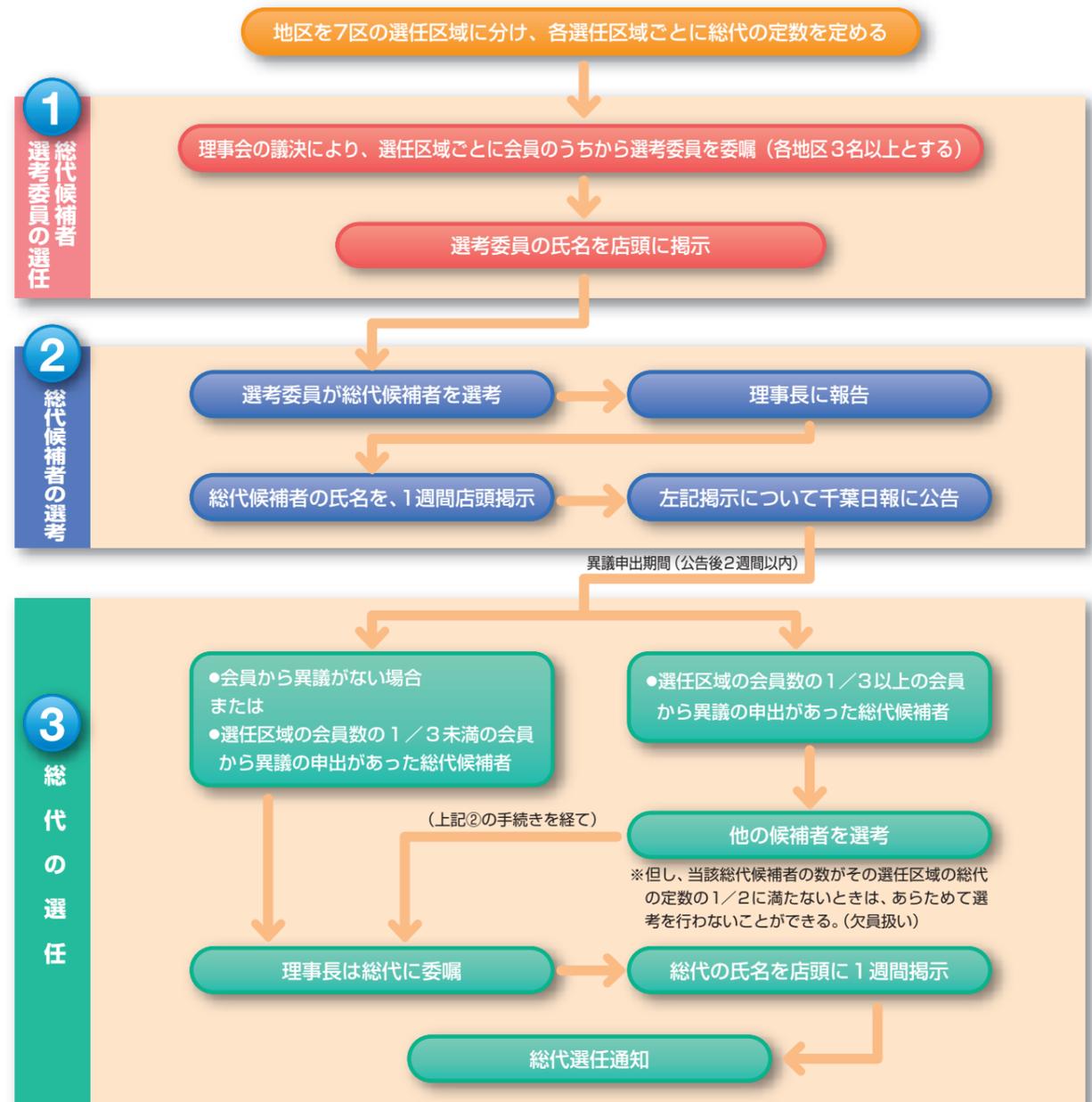
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の手続を経て選任されます。

- ① 会員のなかから総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること。
- ② 適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している方。
 - ・良識をもって正しい判断ができる方。
 - ・地域における信望が厚く、総代としてふさわしい方。
 - ・人格、識見に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方。
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた方。



資料編

銚子信用金庫の沿革

ちょうししんきんは明治43年に設立された「銚子信用組合」を前身とし、90余年の永きにわたり、地域金融機関としての使命に努めてまいりました。時代は移りましたが、地域一筋の経営に徹し、「地域と共に」の思いは変わりません。



有限責任 銚子信用組合



旧本店



現本店オープン時の店内風景

旧本店内部の営業風景



インターネットバンキングサービス

明治	43年 7月	有限責任銚子信用組合創設
大正	7年 5月	産業組合法規定により、員外貯金・手形割引の取扱開始
	12年 2月	千葉県信用組合連合会に加盟
	13年10月	定期積立預金取扱開始
昭和	13年12月	庶民金庫業務の代理取扱開始(千葉県下信用組合で最初)
	18年 6月	市街地信用組合法による信用組合に改組
	11月	本所(本店)新築竣工、移転
	20年 3月	銚子第一次大空襲により本所(本店)焼失
	24年 6月	国民金融公庫業務の代理取扱開始
	25年 4月	中小企業等協同組合法による信用協同組合に改組
	26年10月	信用金庫法施行により改組、名称を「銚子信用金庫」に改める
	29年 9月	夷隅信用金庫を吸収合併
	40年 3月	預金100億円達成
	42年12月	日本銀行と当座取引開始
	46年11月	本店営業部、日本銀行蔵入代理店認可
	49年 8月	外貨両替業務(買取り)認可(本店・鹿島支店)
	53年11月	預金1,000億円達成
	55年 7月	新本店オープン
10月	普通預金オンライン実施	
62年12月	預金2,000億円達成	
平成	元年 4月	第一次3カ年計画「3,000億円金庫をめざして」を策定
	2年 7月	創立80周年
	3年12月	預金3,000億円達成
	4年 4月	第二次3カ年計画「コミュニティプラン21」を策定
	7月	高野支店オープン
	5年 6月	鴨川市、天津小湊町が営業区域となる
	7年 4月	第三次3カ年計画「ベーシックプラン21」を策定
	8年11月	ホリデーバンキング取扱開始
	9年11月	全信連総研との共同プロジェクトによる経営診断開始
	10年 4月	第四次3カ年計画「ストロングプラン21」を策定
	11年 4月	「経営理念」「ビジョン」「行動指針」策定
	12年 1月	「銚子信用金庫の行動基準」コンプライアンスマニュアル策定
	7月	創立90周年記念事業実施
	9月	新飯岡支店オープン
	13年 4月	第五次3カ年計画「パワーアッププラン21」を策定
	14年 1月	ホームページ開設
	11月	旭信用金庫と合併
	15年 4月	第六次3カ年計画「スタート」を策定
	9月	幸町出張所を末広支店に統合
	10月	祐光出張所を千葉支店に統合
	16年 1月	インターネットバンキングサービス開始
2月	仁戸名支店を千葉支店に統合	
17年 3月	新町支店を旭中央支店に、小見川支店を山田支店に統合	
		信金中央金庫へ優先出資150億円発行
	5月	明神支店他3店舗を統合
	6月	高野支店他5店舗を統合
	7月	第七次3カ年計画を策定
	10月	新組織体制(営業店ブロック制度等)の導入
18年 6月	岩瀬喜克 理事長就任	
	7月	「ちょうししんきん経営塾21」開講
		会員制情報提供サービス「ビジネス知恵袋」開始

I 財務諸表

- 1 主要な事業の状況 35
- 2 貸借対照表 36
- 3 損益計算書 37
- 4 剰余金処分計算書 38
- 5 会計監査人による外部監査 38

II 自己資本の充実状況等

- 6 自己資本の構成に関する事項 39
- 7 自己資本の充実度に関する事項 40
- 8 信用リスクに関する事項 40・41
- 9 信用リスク削減手法に関する事項 42
- 10 派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項 42
- 11 証券化エクスポージャーに関する事項 42・43
- 12 出資等エクスポージャーに関する事項 43
- 13 金利リスクに関する事項 43

III 経営指標

- 14 業務粗利益、資金運用・役務取引等利益等 44
- 15 資金運用・調達勘定の平均残高等 44
- 16 受取利息および支払利息の増減 44
- 17 総資産利益率 44
- 18 貸出金償却額 44
- 19 貸倒引当金の内訳 45
- 20 預貸率 45
- 21 預証率 45

IV 営業状況

- 22 預金種類別平均残高 45
- 23 定期預金残高 45
- 24 貸出金科目別平均残高 45
- 25 業種別貸出金残高と割合 45
- 26 金利種類別貸出金残高 46
- 27 使途別貸出金残高 46
- 28 担保別貸出金残高・債務保証見返額 46
- 29 有価証券の残存期間別残高、種類別平均残高 46
- 30 有価証券等に関する帳簿価額、時価、評価損 47

各種手数料一覧

- 手数料等のご案内 48
- ATMお取扱いのご案内 49

※当金庫は国内業務部門のみで、国際業務部門はございません。
 ※当金庫は特定取引収支にかかる商品有価証券等を保有して
 おりません。
 ※記載金額、諸比率等は単位未満切捨ての上、表示しています。

I 財務諸表

1. 主要な事業の状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	8,994	10,769	10,696	9,075	9,086
経常利益	1,158	5,546	9,823	1,050	419
当期純利益	1,732	5,701	11,398	648	865
純資産額	14,620	8,123	12,021	12,520	13,030
総資産額	540,955	531,482	496,645	448,217	437,953
預金積金残高	515,597	513,707	479,495	430,729	420,509
貸出金残高	277,337	258,276	234,027	221,040	197,782
有価証券残高	125,840	114,706	51,620	119,219	131,981
出資総額	2,769	2,835	10,329	10,321	10,312
出資総口数	55,384 千口	56,714 千口	81,582 千口	81,422 千口	81,258 千口
出資に対する配当金	83	55		28	28
職員数	707 人	664 人	565 人	435 人	404 人
自己資本比率	6.99%	5.43%	6.24%	6.66%	7.47%
取引顧客数	367,394 人	360,007 人	345,085 人	321,048 人	311,753 人

単位 / 百万円

2. 貸借対照表

●平成18年3月末

単位/百万円

貸借対照表表頭部分。資産、負債及び会員勘定、貸出金、引当金、繰延税金資産、債務保証見返、貸倒引当金、合計。平成18年3月末の数字を示す。

●平成19年3月末

単位/百万円

貸借対照表表頭部分。資産、負債及び会員勘定、貸出金、引当金、繰延税金資産、債務保証見返、貸倒引当金、合計。平成19年3月末の数字を示す。

貸借対照表の注記

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては期末日(但し、株式については期末月1日平均)の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
5. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に照り、次のとおり計上しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

- 8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
9. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
10. リース物件の所有権が借主に移転する認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理をしております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式をしております。
12. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額68百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額6,476百万円
14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機および営業用自動車については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,962百万円、延滞債権額は31,920百万円です。
16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は140百万円です。
17. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は4,315百万円です。

として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものについて、
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,338百万円です。
19. ローシ・バーチンペーショで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものと会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は9,400百万円です。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
21. 担保に供している資産は次のとおりです。
22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債勘定に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
23. 出資1口当たりの純資産額 64,912銭
「株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、出資1口当たりの純資産額を算出しております。

3. 損益計算書

●平成17年度

単位/千円

損益計算書表頭部分。経常収益、経常費用、特別利益、特別損失、当期純利益、当期未処分剰余金。平成17年度の数字を示す。

●平成18年度

単位/千円

損益計算書表頭部分。経常収益、経常費用、特別利益、特別損失、当期純利益、当期未処分剰余金。平成18年度の数字を示す。

- 24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
25. 当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりです。
26. 時価のない有価証券のうち、主なる内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
27. その他有価証券
28. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。
30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「信用金庫法施行規則」(昭和57年大蔵省令第15号)別添様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
(1)「会員勘定」は「純資産」の部とし、会員勘定、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
(2)「利益剰余金」に内訳表示していた「特別積立金」及び「当期未処分剰余金」は、「その他の利益剰余金」に内訳表示しております。

剰余金は、「その他の利益剰余金」に内訳表示しております。
(3)「株式等評価差額金」は、「その他の有価証券評価差額金」として表示しております。
(4)「金融機関貸付等」に内訳表示されていた「金融機関貸付金」は、「貸出金」に含まれております。
(5)「不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他の資産」に区分して表示しております。
①これにより、従来の「不動産」中の「事業用不動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」として、「事業用不動産」「所有不動産」は、「その他の有形固定資産」として区分表示しております。
②「不動産」中の「保証金その他」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は「その他の資産」中の「その他の資産」に内訳表示しております。
③「その他の資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
損益計算書の注記
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたりの当期純利益金額 9円77銭
3. その他の特別利益については、退職給付制度にかかる制度変更に伴う過去勤務債務戻入益146,526千円を含んでおります。
4. 「金融機関貸付等利益」に内訳表示されていた「金融機関貸付利益」は「貸出金利息」に含まれております。
5. 「不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他の資産」に区分して表示しております。
6. 「不動産」中の「保証金その他」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は「その他の資産」中の「その他の資産」に内訳表示しております。
7. 当期の減損損失は、営業活動から生ずる損益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少数額95,254千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
(単位:千円)
区分 地域 主な用途 種類 減損損失
稼働資産 千葉県内 営業店舗/事務所 土地 77,407
遊休資産 千葉・茨城県内 遊休資産/事務所 土地及び建物など 17,847
合計 95,254
資産のグループ分けの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位とし、遊休資産については各資産単位としております。また、本部、研修センター等については独立したキャッシュ・フローを生まないことから共用資産としております。
なお、回収可能価額は原則として正味売却価額によっており、主に不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 剰余金処分計算書

科 目	単位 / 円	
	平成 17 年度 金 額	平成 18 年度 金 額
当期末処分剰余金	858,295,968	1,215,534,175
剰余金処分額	508,166,966	860,126,548
利益準備金	65,000,000	87,000,000
普通出資に対する配当金 (年 1.0%)	28,166,966	28,126,548
優先出資に対する配当金 (年 2.1%)	315,000,000	315,000,000
特別積立金	100,000,000	430,000,000
(優先出資消却積立金)	(100,000,000)	(430,000,000)
次期繰越金	350,129,002	355,407,627

平成 18 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部
監査の有効性を確認しております。

平成 19 年 6 月 21 日

銚子信用金庫
理事長

岩瀬喜克



5. 会計監査人による外部監査

当金庫の第 98 期事業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書並びにその附属明細書
について会計監査人の監査を受けました結果、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示している旨の監査報告を
いただいております。

II 自己資本の充実状況等

「自己資本の充実状況等」の開示については、平成 18 年度以降適用される新自己資本比率規制に
対応しているため、平成 17 年度の計数を算定しておりません。

「自己資本の充実状況等」に関するコメントについては、本文の 14 頁から 17 頁に記載しております。

6. 自己資本の構成に関する事項

項 目	単位 / 百万円	
	平成 18 年 3 月末	平成 19 年 3 月末
(自己資本)		
出資金		10,312
うち非累積的永久優先出資		7,500
優先出資申込証拠金		—
資本準備金		1,033
その他資本剰余金		—
利益準備金		152
特別積立金		530
次期繰越金		355
その他		—
処分未済持分		△ 0
自己優先出資		△ 1
自己優先出資申込証拠金		—
その他有価証券の評価差損		△ 1
営業権相当額		△ 1
のれん相当額		△ 1
企業結合により計上される無形固定資産相当額		△ 1
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		△ 1
[基本的項目] 計 (A)		12,383
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45% 相当額		190
一般貸倒引当金		2,041
負債性資本調達手段等		—
負債性資本調達手段		—
期限付劣後債務及び期限付優先出資		—
補完的項目不算入額		△ 894
[補完的項目] 計 (B)		1,337
自己資本総額 (C) = (A) + (B)		13,720
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる 保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる 証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップ (告示第 247 条を準用する場合を含む。)		—
控除項目不算入額		△ 1
(控除項目) 計 (D)		—
自己資本額 (E) = (C) - (D)		13,720
(リスク・アセット等)		
資産 (オン・バランス) 項目		164,307
オフ・バランス取引項目		2,233
オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		16,965
リスク・アセット等計 (F)		183,507
Tier1 比率 (A / F)		6.74%
自己資本比率 (E / F)		7.47%

(注) 信用金庫法 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らして自己資本の充実の状況が
適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

7. 自己資本の充実度に関する事項

単位 / 百万円

	平成 17 年度		平成 18 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計			166,541	6,661
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー			165,939	6,637
(i) ソブリン向け			1,391	55
(ii) 金融機関向け			25,982	1,039
(iii) 法人等向け			44,995	1,799
(iv) 中小企業等・個人向け			48,005	1,920
(v) 抵当権付住宅ローン			7,996	319
(vi) 不動産取得等事業向け			11,090	443
(vii) 三月以上延滞等			11,682	467
(viii) その他			14,794	591
証券化エクスポージャー			602	24
ロ. オペレーショナル・リスク			16,965	678
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)			183,507	7,340

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスクアセット × 4 %
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
 5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4 %

8. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

8-1 信用リスクに関するエクスポージャー及び主要種類の期末残高

単位 / 百万円

<業種別及び残存期間別>

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高												
	エクスポージャー区分		貸出金等		コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券				三月以上延滞エクスポージャー		
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	国内		国外		17年度	18年度	
製造業		30,008		24,464		825		4,718					2,534
農林・漁業		7,039		6,320		719							980
鉱業		21		20		0							
建設業		20,486		19,973		513							2,539
電気・ガス・熱供給・水道業													
情報通信業		292		278		14							2
運輸業		5,672		5,188		484							285
卸売業		10,019		6,284		541		3,193					283
小売業		18,964		18,085		879							1,472
金融・保険業		24,222		527		655		18,899		4,139			
不動産業		20,438		18,140		298		1,999					2,961
各種サービス		30,254		29,259		994							3,657
国・地方公共団体等		112,562		13,673		70		98,017		801			
個人		66,247		56,060		10,186							2,414
その他		77		44				33					
業種別合計		346,308		198,321		16,182		126,862		4,941			17,131
1年以下		89,636		58,758		14,455		15,118		1,304			
1年超3年以下		49,704		31,089		306		17,509		800			
3年超5年以下		44,263		19,956		171		23,939		196			
5年超7年以下		43,527		14,190		227		29,110					
7年超		84,307		39,462		1,021		41,184		2,639			
期間の定めのないもの		34,324		34,324									
残存期間別合計		345,767		197,782		16,182		126,862		4,941			

- (注) 1. 「貸出金等」は、貸出金、未収利息、仮払金および買入金債権(証券化エクスポージャーを除く)であります。
 2. 「コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」は、債務保証および貸付枠であります。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、
 4. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. 貸出金等の残存期間別は貸出金だけを算定してあります。
 6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券以外は「地域別」の区分は省略しております。

8-2 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等(業種別)

単位 / 百万円

業種	一般貸倒引当金					貸出金等償却	
	期末残高			当期増減額		平成17年度	平成18年度
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度		
合計		2,207	2,041		166		
業種	個別貸倒引当金					貸出金等償却	
	期末残高			当期増減額		平成17年度	平成18年度
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度		
製造業		2,875	1,827		1,048		1,729
農林・漁業		664	227		437		570
鉱業							
建設業		1,888	1,358		530		1,066
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							1
運輸業		69	89		19		71
卸売業		355	274		80		252
小売業		1,774	1,927		152		878
金融・保険業		62	62		0		
不動産業		978	672		305		1,141
各種サービス		2,547	1,187		1,359		2,046
国・地方公共団体等							
個人		1,118	813		304		527
合計		12,335	8,440		3,894		8,285

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 個別貸倒引当金は、証券化エクスポージャーを除いてあります。
 3. 貸出金等償却は、貸出金と未収利息であります。

8-3 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位 / 百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成17年度		平成18年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%			1,811	126,897
10%				12,307
20%			16,154	101,820
35%				22,862
50%			12,304	10,033
75%				65,041
100%			3,138	73,221
150%				3,423
350%				
自己資本控除				
合計			33,408	415,608

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分してあります。

9. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位/百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			4,566		35,708
①ソブリン向け			—		33,438
②金融機関向け			—		1,208
③法人等向け			375		1,006
④中小企業等・個人向け			3,677		55
⑤抵当権付住宅ローン			5		—
⑥不動産取得等事業向け			364		—
⑦三月以上延滞等			62		—
⑧その他			80		—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 当金庫は、クレジット・デリバティブについては該当がありませんので省略しております。

10. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

11. 証券化エクスポージャーに関する事項

11-1 オリジネーターの場合

① 原資産の合計額等

単位/百万円

原資産の額	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
原資産の額		1,254		—
消費者ローン		225		—
住宅ローン		152		—
事業性ローン		877		—

② 三月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

単位/百万円

	平成 17 年度	平成 18 年度
三月以上延滞エクスポージャーの額		1,254
当期の損失		49
消費性ローン		225
当期の損失		17
住宅ローン		152
当期の損失		5
事業性ローン		877
当期の損失		27

③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

単位/百万円

	平成 17 年度	平成 18 年度
証券化エクスポージャーの額		1,254
消費者ローン		225
住宅ローン		152
事業性ローン		877

④ リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

単位/百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
50%		—		—
100%		1,254		50
150%		—		—
自己資本控除		—		—
消費者ローン		—		—
住宅ローン		—		—
事業性ローン		—		—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

⑥ 早期償還条項付の証券化エクスポージャー
※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

⑦ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

⑧ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等
※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

⑨ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

単位/百万円

経過措置適用の証券化エクスポージャー	信用リスク・アセットの額	
	平成 17 年度	平成 18 年度
		602

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

11-2 投資家の場合

※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

12. 出資等エクスポージャーに関する事項

12-1 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位/百万円

区 分		その他有価証券で時価のあるもの				その他有価証券で 時価のないもの等
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	
上場株式等	平成 17 年度					
	平成 18 年度	106	124	18	18	—
非上場株式等	平成 17 年度					
	平成 18 年度	—	—	—	—	1,119
合 計	平成 17 年度					
	平成 18 年度	106	124	18	18	1,119

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 当金庫は、売買目的有価証券については該当がありませんので省略しております。

12-2 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

12-3 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

※当金庫は、該当がありませんので省略しております。

13. 金利リスクに関する事項

※金利リスクに関する計数については、17頁に記載しております。

Ⅲ 経営指標

14. 業務粗利益・業務粗利益率・資金運用利益
・役務取引等利益・その他業務利益

	平成17年度	平成18年度
資金運用収益	8,041,868	8,187,775
資金調達費用	165,852	412,735
(金銭の信託運用見合費用)	(—)	(—)
資金運用利益	7,876,015	7,775,039
役務取引等収益	901,192	763,901
役務取引等費用	471,676	437,715
役務取引等利益	429,516	326,186
その他業務収益	25,031	37,286
その他業務費用	17,521	10,232
その他業務利益	7,510	27,054
業務粗利益	8,313,042	8,128,280
業務粗利益率	1.80%	1.83%

15. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高
・利息・利回・資金利鞘

	平成17年度	平成18年度
資金運用勘定計平残	460,099	442,251
資金運用収益	8,041,868	8,187,775
資金運用利回	1.74%	1.85%
資金調達勘定計平残	454,011	427,542
資金調達費用	165,852	412,735
(金銭の信託運用見合費用)	(—)	(—)
資金調達利回	0.03%	0.09%
資金運用利回	1.74%	1.85%
資金調達原価率	1.12%	1.11%
総資金利鞘	0.62%	0.74%

16. 受取利息および支払利息の増減

	平成17年度		平成18年度	
	対前年度比増減額	対前年度比増減額	対前年度比増減額	対前年度比増減額
貸出金利息	6,606,452	△ 872,099	6,140,886	△ 465,566
預け金利息	256,511	73,391	395,167	138,656
有価証券利息配当金	1,127,756	△ 97,913	1,590,713	462,957
その他の受入利息	51,147	224	61,007	9,860
受取利息(資金運用収益)	8,041,868	△ 896,396	8,187,775	145,907
預金利息	165,561	△ 73,722	412,562	247,001
借入金利息	—	△ 42,042	19	19
その他の支払利息	291	△ 59	154	△ 137
支払利息(資金調達費用)	165,852	△ 115,824	412,735	246,883

17. 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

	平成17年度	平成18年度
総資産経常利益率	0.22	△ 0.09
総資産当期純利益率	0.13	0.19

18. 貸出金償却額

	平成17年度	平成18年度
貸出金償却額	1,110	1,793

(注) 貸出金償却額は貸出金を直接償却した金額から個別貸倒引当金の目的取崩額を差引いた金額です。

19. 貸倒引当金の内訳

	平成17年度		平成18年度	
	期中増減額	期中増減額	期中増減額	期中増減額
一般貸倒引当金	2,207	△ 659	2,041	△ 166
個別貸倒引当金	12,938	1,435	9,093	△ 3,845
合計	15,146	776	11,134	△ 4,011

20. 預貸率

	平成17年度	平成18年度
末残	51.31	47.03
平残	50.24	49.50

21. 預証率

	平成17年度	平成18年度
末残	27.67	31.38
平残	18.08	27.31

Ⅳ 営業状況

22. 預金種類別平均残高

	平成17年度	平成18年度
流動性預金	167,911	166,897
定期性預金	286,039	260,601
その他	—	—
計	453,951	427,499
譲渡性預金	—	—
合計	453,951	427,499

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

23. 定期預金残高

	平成18年3月末	平成19年3月末
固定金利定期預金	237,599	230,640
変動金利定期預金	120	97
その他	43	43
定期預金計	237,762	230,780

(注) 1. 固定金利定期預金
= 預入時に満期までの利率が確定する定期預金
2. 変動金利定期預金
= 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

24. 貸出金科目別平均残高

	平成17年度	平成18年度
割引手形	2,348	2,034
手形貸付	29,648	26,565
証書貸付	187,214	174,948
当座貸越	8,871	8,086
貸出金計	228,083	211,635

25. 業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

	平成18年3月末			平成19年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	716	25,340	11.46	697	23,561	11.91
農業	630	3,561	1.61	590	3,296	1.66
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	51	2,116	0.95	46	1,166	0.58
鉱業	1	20	0.00	2	20	0.01
建設業	1,237	19,489	8.81	1,239	17,061	8.62
電気・ガス・熱供給・水道業	1	172	0.07	—	—	—
情報通信業	9	266	0.12	10	277	0.14
運輸業	241	5,114	2.31	231	4,534	2.29
卸売業、小売業	1,183	24,454	11.06	1,137	22,271	11.26
金融・保険業	17	660	0.29	15	309	0.15
不動産業	365	20,648	9.34	359	17,522	8.85
各種サービス	1,467	28,522	12.90	1,419	25,172	12.72
小計	5,918	130,367	58.97	5,745	115,193	58.24
地方公共団体	16	14,108	6.38	15	13,559	6.85
個人	25,668	76,564	34.63	23,510	69,028	34.90
合計	31,602	221,040	100.00	29,270	197,782	100.00

26. 金利種別貸出金残高

	単位/百万円	
	平成18年3月末	平成19年3月末
変動金利	88,804	76,384
固定金利	132,236	121,397
貸出金計	221,040	197,782

27. 使途別貸出金残高

	単位/百万円	
	平成18年3月末	平成19年3月末
設備資金	116,186	104,279
運転資金	104,853	93,502
貸出金計	221,040	197,782

28. 担保別貸出金残高・債務保証見返額

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	5,877	45	4,629	49
有価証券	558	—	293	—
動産	—	—	—	—
不動産	101,160	702	86,188	708
その他	261	—	302	—
小計	107,858	748	91,413	758
信用保証協会・信用保険	30,240	237	28,432	200
保証	51,353	1,610	47,960	1,310
信用	31,587	13	29,975	12
合計	221,040	2,609	197,782	2,281

29. 有価証券の残存期間別残高、種別平均残高

	平成17年度								種類別平均残高
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	
国債	266	2,626	5,420	2,942	3,077	—	—	14,334	8,288
地方債	490	2,856	4,048	7,186	30,217	—	—	44,799	32,564
短期社債	6,999	—	—	—	—	—	—	6,999	408
政府保証債	—	699	32	15,190	12,265	—	—	28,189	16,477
金融債	20	1,910	3,446	—	—	—	—	5,377	4,375
事業債	295	2,206	2,005	712	372	199	—	5,792	6,200
株式	—	—	—	—	—	—	39	39	229
外国証券	2,611	2,472	4,395	1,207	519	2,324	—	13,530	13,424
投資信託	—	—	—	—	—	—	—	—	5
その他の証券	—	—	—	—	—	—	156	156	130
合計	10,683	12,771	19,350	27,240	46,452	2,524	196	119,219	82,103

	平成18年度								種類別平均残高
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	
国債	131	3,303	6,354	3,337	956	—	—	14,082	14,259
地方債	884	4,560	5,224	13,280	27,188	—	—	51,138	47,685
短期社債	11,997	—	—	—	—	—	—	11,997	731
政府保証債	200	499	7,661	11,692	12,541	—	—	32,595	30,492
金融債	100	3,301	2,784	—	—	—	—	6,186	5,716
事業債	1,201	3,011	413	592	297	—	—	5,516	5,666
株式	—	—	—	—	—	—	39	39	39
外国証券	1,941	3,599	1,698	206	516	2,322	—	10,287	12,052
投資信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	137	137	116
合計	16,456	18,276	24,136	29,110	41,501	2,322	177	131,981	116,762

30. 有価証券・金銭の信託等に関する帳簿価額、時価、評価損益

[有価証券]

30-1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	平成17年度					平成18年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
国債	12,546	12,476	△69	19	89	12,550	12,621	70	86	16
地方債	42,175	40,996	△1,178	2	1,181	48,742	48,346	△396	119	516
短期社債	6,999	6,999	—	—	—	11,997	11,997	—	—	—
社債	32,411	31,528	△883	3	887	36,803	36,462	△340	65	406
その他	9,853	9,712	△140	78	218	8,648	8,592	△55	87	143
合計	103,986	101,713	△2,272	104	2,376	118,742	118,020	△721	359	1,081

30-2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	平成17年度					平成18年度				
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
債券	11,414	11,359	△54	63	117	11,423	11,422	△0	46	46
国債	1,786	1,787	1	9	7	1,524	1,531	7	9	1
地方債	2,622	2,624	2	13	11	2,387	2,395	7	12	4
社債	7,005	6,947	△58	39	98	7,511	7,494	△16	24	40
その他	3,749	3,833	84	90	6	1,752	1,776	24	27	3
合計	15,163	15,193	29	153	123	13,175	13,199	23	73	49

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

30-3 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

	平成17年度	平成18年度
その他有価証券の非上場株式	39	39

30-4 「売買目的有価証券」

「子会社・子法人等株式及び関連法人株式」

平成17年度及び平成18年度とも該当ありません。

[金銭の信託]

30-5 運用目的の金銭の信託

平成17年度及び平成18年度とも該当ありません。

30-6 「満期保有目的・その他」の金銭の信託

平成17年度及び平成18年度とも該当ありません。

[デリバティブ取引等]

30-7 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)

平成17年度及び平成18年度とも該当ありません。

手数料等のご案内 (平成19年7月1日現在)

為替	区分	他金庫		当金庫宛			
		銀行宛	本支店	同一店	同一店		
お振込	窓口	電信扱	3万円未満	1件	630円	315円	210円
		電信扱	3万円以上	1件	840円	525円	315円
	文書扱	3万円未満	1件	630円	315円	210円	
		3万円以上	1件	840円	525円	315円	
	ATM	3万円未満	1件	525円	210円	105円	
		3万円以上	1件	735円	420円	210円	
	給与振込		1件	105円	無料		
	支払場所						
	連	お取引店および当金庫本支店のもの			420円		
		東京手形交換所区域内のもの			630円		
茨城県鹿嶋手形交換所区域内のもの			630円				
上記以外のもの			至急扱	1,050円			
代金取立				普通扱	840円		
	送金・振込組戻手数料			1件	840円		
	取立手形・小切手組戻料			1通	1,050円		
	依頼返却手数料			1通	1,050円		
	不渡手形返却料			1通	1,050円		
	異議申立手数料			1件	5,250円		
	当座	当座預金小切手帳			1冊(50枚綴)	1,050円	
		約束・為替手形帳			1冊(20枚綴)	630円	
		マル専手形			1枚	525円	
		マル専口座開設手数料			1口座	3,150円	
自己宛小切手			1枚	525円			
記名判印刷登録手数料			1件	5,250円			
登録済記名判変更手数料			1件	5,250円			
旅館券・クーポン			取立手数料	1枚	630円		
			精算手数料	1枚	105円		
地方税納付取次手数料			同一場所1件	1,050円			
再発行手数料	証書・通帳・カード			1件	1,050円		
	その他の再発行(各種計算書など)			1件	525円		
	貸金庫の鍵			1個	21,000円		
	夜間金庫バッグ			1個	5,250円		
出資証券			1枚	1,050円			
証明書発行等	残高証明書			定期発行	525円		
				都度発行	1,050円		
	取引履歴照会			期間1ヵ月につき	105円		
支払利息証明書			期間1年につき	525円			
口座振替関連	しんきん自振・企業自振			基本手数料(1回につき)	1,050円		
				引落手数料(本支店間)	1件	105円	
				引落手数料(他金融機関)	1件	157円	
	学校自振			引落手数料	1件	105円	
預金口座振替依頼書用紙代(しんきん自振・企業自振)				1部	31円		
その他の手数料	保護預り			1件	2,520円(年間)	210円(月額)	
	国債口座管理手数料			1顧客	624円(年間)		
	国債保護預り				52円(月額)		
	株式払込手数料			払込金額の1,000分の2.5+消費税(最低金額3,150円)			
	定額自動振込手数料			1回52円+振込手数料 振込手数料はATM振込手数料を適用します。			
	貸金庫	本店	飯岡支店	小	10,500円(年間)	875円(月額)	
			波崎支店	中	15,750円(年間)	1,312円(月額)	
			旭中央支店	大	21,000円(年間)	1,750円(月額)	
			上記以外の支店	10,500円(年間)	875円(月額)		
	夜間金庫	基本手数料(月額)			3,150円		
専用入金帳(50枚)			5,250円				

融	手形貸付用紙代	新規・書替	1枚	210円	
	証書貸付用紙代	新規(消費者ローン含む)	1部	525円	
	一般当座貸越	新規・更新(預金担保含む)	1件	1,050円	
	債務保証	新規・期限延長	1件	2,100円	
	条件変更事務		1件	5,250円	
	預金・有価証券担保事務	徴求・差換え・解除	1件	1,050円	
	割引手形信用照会事務		1銘柄	2,100円	
	融資	融資承諾証明書	融資証明金額×0.01% ただし、最低金額3,150円で上限金額は10,500円とさせていただきます。 注)担保調査をとまう場合は別途調査料10,500円を加算。(新規実行時に不動産担保設定料に充当します。)		
		担保設定額	3,000万円超	42,000円	
	資	担保設定額	3,000万円以下	31,500円	
*担保物件数が5筆(棟)を超え25筆(棟)までについては1筆(棟)増す毎に1,050円を加算、25筆(棟)を超える場合は25筆(棟)とする。					
不動産		上記に加え			10,500円
		①共同担保で登記所が異なる場合 ②遠隔地(当金庫営業区域外) 注)その他、旅費・交通費などが必要な場合は、実費をご請求させていただきます。			
担保		追加担保・担保差換え			10,500円
		担保物件の一部抹消			10,500円
		根抵当権の極度額変更			10,500円
		根抵当権の抹消(条件変更手数料を含みます。)			21,000円
手		証書貸付繰り上げ返済(返済額(万円単位)×0.525%(一般証書貸付、住宅ローン)ただし、最低金額5,250円で上限金額は52,500円とさせていただきます。)			5,250円
		金利選択型住宅ローン 固定金利選択手数料			5,250円
数	カードローン新規開設	しんきんカードローン	1,050円		
		カードローンEポケット	1,050円		
クイックローン手数料				31,500円	

取扱枚数	円貨両替手数料	硬貨入金手数料
100枚まで	無料	無料
101 ~ 300枚	105円	
301 ~ 500枚	210円	
501 ~ 1,000枚	315円	525円
1,001 ~ 2,000枚	630円	1,050円
2,001 ~ 3,000枚	945円	1,575円
以降1,000枚単位で315円を加算 金種指定払出しの場合を含みます。		以降1,000枚単位で 525円を加算

お取引1件あたり両替枚数
両替枚数は、お客様が「ご持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多いほうの枚数となります。ただし、以下の場合、手数料は無料となります。
同一金種への交換
(新券への交換を含みます。)
記念硬貨の交換
(ただし、100枚を超える異なる金種への両替は有料とさせていただきます。)

両替機カード利用手数料			
両替機	会員	年	12,600円
		非会員	15,750円

50枚未満の両替については、無料でご利用いただけます。

ATMお取扱いのご案内

平日	当金庫キャッシュカード	入出金	8:00	8:45	9:00	14:00	15:00	17:00	18:00	19:00	21:00	
			お振込み	当日のお振込をお受けいたします。 翌営業日のお振込みをお受けいたします。								
他	の信金	キャッシュカード	入金	無料								105円
			出金	105円	無料							
郵貯	キャッシュカード	入金	105円								210円	
		出金	210円	105円								210円
他	行	キャッシュカード	出金	210円								210円
			クレジットカードキャッシング	出金	105円	無料						

ご利用になれる時間は店舗により異なります。

土曜日	当金庫キャッシュカード	入出金	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	
			お振込み	翌営業日のお振込みをお受けいたします。				
他	の信金	キャッシュカード	出金	無料				105円
			郵貯	出金	105円			
他	行	キャッシュカード	出金	105円				210円
			クレジットカードキャッシング	出金	無料			

全店でご利用いただけます。土曜日が、祝日の場合は日曜・祝日扱いとなります。

日曜・祝日	当金庫キャッシュカード	入出金	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	
			お振込み	翌営業日のお振込みをお受けいたします。				
他	の信金	キャッシュカード	出金	105円				210円
			郵貯	出金	210円			
他	行	キャッシュカード	出金	210円				210円
			クレジットカードキャッシング	出金	105円			

手数料には消費税を含んでおります。
お振込みには別途振込手数料がかかります。
一部、店舗によってお取扱内容が異なる場合がございますのでご利用店舗でご確認ください。

取扱時間は、上記以外に金融機関により異なる場合があります。
「MICS」の表示のあるコンビニATMのご利用も可能です。詳しくは当該ATM設置のコンビニエンスストアでご確認ください。

千葉興業銀行とのATM提携

千葉興業銀行のATM・CDをご利用の場合、平日・土曜日の提携手数料105円は無料です。
千葉興業銀行のカードをご利用の場合、平日・土曜日の提携手数料105円は無料です。
(時間外手数料の必要な場合があります。)

セブン銀行とのATM提携

セブン・イレブン等のセブン銀行ATM設置店で当金庫のキャッシュカードをご利用いただけます。

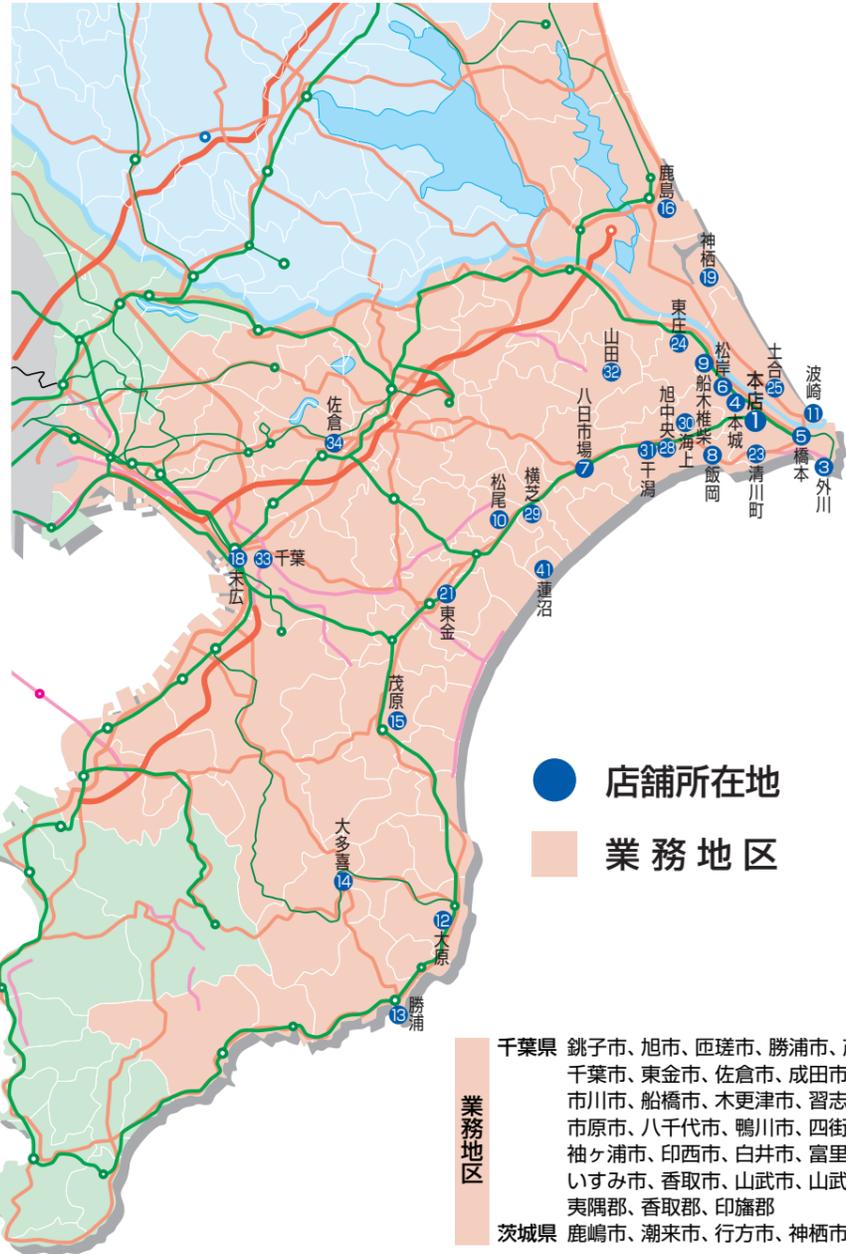
ご利用可能時間	時間	入出金
土曜日	8:00 ~ 22:00	
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	

手数料には消費税を含んでおります。

店舗のご案内 平成19年6月30日現在

いつも身近でみなさまの事業や生活のお役に立ちたいと願っています。

千葉・茨城両県の30市5郡を業務地区とするとともに、29店舗を網羅し、地域の金融ニーズに応えております。



店舗外ATM

銚子市役所	9:00~17:00(平日)
銚子市立病院	9:00~17:00(平日)
シティオ(銚子)	10:00~17:00(火曜休館日)

店番	店名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM稼働時間 平日	ATM稼働時間 土曜日	ATM稼働時間 日曜・祝日
1	本店	288-8686	銚子市双葉町5-5	0479-25-2111(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
3	外川支店	288-0014	銚子市外川町2-10620-3	0479-22-5525(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
4	本城支店	288-0831	銚子市本城町2-183-2	0479-22-5945(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
5	橋本支店	288-0002	銚子市明神町1-74	0479-22-8786(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
6	松岸支店	288-0835	銚子市垣根町1-283	0479-22-3490(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
7	八日市場支店	289-2144	匝瑳市八日市場イ2906	0479-72-1531(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	8:45~17:00
8	飯岡支店	289-2705	旭市飯岡2163	0479-57-3434(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	8:45~17:00
9	船木椎柴支店	288-0862	銚子市高田町6-889	0479-33-1311(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
10	松尾支店	289-1527	山武市松尾町大堤114-4	0479-86-2421(代)	8:00~19:00	8:45~17:00	8:45~17:00
11	波崎支店	314-0408	神栖市波崎6381-1	0479-44-0571(代)	8:45~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
12	大原支店	298-0004	いすみ市大原7650-7	0470-62-1222(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
13	勝浦支店	299-5225	勝浦市墨名788	0470-73-0102(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	8:45~17:00
14	大多喜支店	298-0214	夷隅郡大多喜町新丁91-1	0470-82-2831(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	8:45~17:00
15	茂原支店	297-0026	茂原市茂原547	0475-22-3348(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
16	鹿島支店	314-0031	鹿嶋市宮中1-9-30	0299-82-4521(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
18	末広支店	260-0843	千葉市中央区末広2-2-7	043-265-1711(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	
19	神栖支店	314-0112	神栖市知手中央9-9-22	0299-96-3541(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
21	東金支店	283-0068	東金市東岩崎6-4	0475-55-1751(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	8:45~17:00
23	清川町支店	288-0817	銚子市清川町4-4-7	0479-23-6111(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
24	東庄支店	289-0611	香取郡東庄町新宿1134-2	0478-86-2111(代)	8:45~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
25	土合支店	314-0347	神栖市土合中央2-9-12	0479-48-3711(代)	8:45~19:00	8:45~17:00	8:45~17:00
28	旭中央支店	289-2516	旭市口の832	0479-62-1011(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
29	横芝支店	289-1732	山武郡横芝光町横芝1502-5	0479-82-1551(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	8:45~17:00
30	海上支店	289-2613	旭市後草2047-5	0479-55-3211(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	8:45~17:00
31	千潟支店	289-2504	旭市二の6368	0479-63-8888(代)	8:00~21:00	8:45~17:00	8:45~17:00
32	山田支店	289-0411	香取市府馬2729-3	0478-78-2611(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	
33	千葉支店	260-0001	千葉市中央区都町3-15-1	043-231-2631(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	8:45~17:00
34	佐倉支店	285-0013	佐倉市海隣寺町5-11	043-485-1104(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	
41	蓮沼支店	289-1802	山武市蓮沼口-2932-6	0475-86-4181(代)	8:00~20:00	8:45~17:00	

★全店で現金でのお振込み・カードでのお振込みができます。

The Choshi Shinkin Bank

<http://www.choshi-shinkin.co.jp>